

令和8年度 新製品・新技術開発助成事業 事務の手引き

～事業開始から助成金交付までの事務手続き～



公益財団法人
法 人

東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課

所在地 〒101-0022
東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階

T E L **03-3251-7894**
(対応時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

E - m a i l shinseihin-josei@tokyo-kosha.or.jp

受付番号 (交付決定通知書に記載)	
公社担当職員	

※お問合せの際は「貴社名」「助成事業名」「採択年度」「受付番号」「公社担当職員名」をお伝えください。

目 次

I. はじめに.....	2
1－1 交付決定から事業終了後までの流れ（各事務手続きはJ グランツにて実施）	3
1－2 手引きの目的.....	5
1－3 助成金交付決定.....	5
1－4 各種申請書・報告書等の様式.....	5
II. 事業の実施.....	6
2－1 助成事業開始・事前支援.....	6
2－2 助成事業計画の変更・中止	6
2－3 助成事業の経理.....	7
2－4 助成対象経費.....	8
2－5 助成対象外となる経費.....	14
2－6 事業実施における注意事項	14
III 報告.....	15
3－1 遂行状況報告書の提出（中間報告）	15
3－2 実績報告書の提出（完了報告）	15
3－3 経費の支払確認資料.....	16
3－4 直接人件費関係書類.....	27
3－5 支出関係書類の整理.....	30
IV. 検査、額の確定、請求および支払い.....	31
4－1 中間検査、完了検査.....	31
4－2 助成金の額の確定.....	31
4－3 助成金の請求および支払い	31
V. 賃金引上げ計画（特例事業者のみ）	32
5－1 賃金引上げ計画の実施.....	32
5－2 賃金引上げ計画.....	32
5－3 賃金引上げ計画の実績報告	33
5－4 賃金引上げ計画に関する額の確定	33
5－5 賃金引上げ計画に関する助成金の交付（2回目）	34
VI. 事業完了後の注意事項.....	34
6－1 書類の保管・管理.....	34
6－2 取得財産の管理.....	34
6－3 公社職員による調査.....	35
6－4 成果の公表	35

6－5	義務の承継	35
6－6	企業化状況報告.....	35
6－7	助成金交付決定の取消しおよび助成金の返還.....	377
VII.	付録.....	388
	【サンプル資料】	388
	【J グランツ利用マニュアル】	57

1. はじめに

【助成金概要】

(1) 目的

都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発にかかる経費の一部を助成することにより、技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図ることを目的としています。

(2) 助成対象期間

令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 5 月 3 1 日（最長 1 年 9 ヶ月）

(3) 助成限度額

2, 5 0 0 万円

(4) 助成率

助成対象と認められる経費の 1 / 2 以内。ただし、賃金引上げ計画を策定し、実施した場合、中小企業者は助成対象と認められる経費の 3 / 4 以内、小規模企業者は助成対象と認められる経費の 4 / 5 以内

【J グランツについて】

●各事務手続きは、国(デジタル庁)が運営する補助金の電子申請システム jGrants(以下「J グランツ」という。)により行います。

> J グランツ 公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

●J グランツを利用するには「G ビズ I D プライム」のアカウントが必要となります。

アカウント作成方法や技術トラブルなど、G ビズ I D に関するご質問等は、国(デジタル庁)の「G ビズ I D ヘルプデスク」へお問い合わせください。

> G ビズ I D 公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp/>

1－1 交付決定から事業終了後までの流れ（各事務手続きはJグランツにて実施）

（1）すべての助成事業者の場合

No	項 目	日 程	提出書類	備 考
1	交付決定	令和8年9月1日		通知はJグランツにて確認してください。
2	<共同申請の場合> 共同事業実施 契約の締結	事前支援までに	・ 共同事業実施契約書 ・ 印鑑証明 （参加企業全社分）	共同申請でない場合は対応不要です
3	事前支援	令和8年9月～		貴社を訪問し、進捗状況・技術的課題解決についてのヒアリング、事務処理の説明を行います
4	中間報告	令和9年6月15日まで	・ 遂行状況報告書 （様式第6－1号） ※経理帳票（写し）等の 必要書類添付	Jグランツ内所定のフォームにより令和9年5月末までの事業実施状況をアップロードしていただきます
5	中間検査 （支援）	遂行状況報告書 提出後		貴社を訪問し、遂行状況報告書の内容に基づき、進捗状況、購入物、経理帳票等の確認を行います
6	完了報告	事業完了後 15日以内	・ 実績報告書 （様式第7－1号） ※経理帳票（写し）等の 必要書類添付	Jグランツ内所定のフォームにより中間報告から事業完了までの実績をアップロードしていただきます
7	完了検査	実績報告書 提出後		貴社を訪問し、実績報告書の内容に基づき、完了状況、成果物、購入物、経理帳票等の確認を行います
8	助成金確定	完了検査後		最終的な助成金の確定額はJグランツにて通知します
9	助成金請求	助成金確定後	・ 助成金請求書 ※Jグランツ内のフォーム	Jグランツの所定のフォームにて申請してください
10	助成金交付	請求後、 約1ヶ月以内		助成金請求フォーム記載の口座に振り込みます
11	<共同申請の場合> 参加企業別助 成金配分報告	助成金振込後 10日以内	・ 参加企業別助成金配分 算出表 （様式第9－2号）	共同申請でない場合は対応不要です
12	企業化状況 報告	事業終了後、翌々年度以降5年間実施結果報告の義務があります 報告のタイミングになりましたら、別途ご案内します		

（２）特例事業者（賃金引上げ計画を申請し、特例が適用されるものとして助成金の交付決定を受けた事業者）の場合

※特例事業者は、助成事業の完了日の属する月の翌月から起算した最大 12 か月の期間において、賃金引上げ計画を実施していただきます。

No	項 目	日 程	提出書類	備 考
1	助成事業終了	～（最長） 令和 10 年 5 月 31 日		※令和 10 年 5 月 31 日までの間に必ず終了させて下さい。
2	賃金引上げ 計画開始	助成事業終了日の 属する月の翌 月 1 日～		※最大 12 ヶ月間の期間
3	賃金引上げ 計画終了	賃金引上げ計画 開始から最大 12 ヶ月		賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額等を、基準期間のものより 2.0%増加させること
4	賃金引上げ 計画達成報告	賃金引上げ計画 が完了又は賃金 引上げ計画期間 終了後から 15 日 以内	・ 賃金引上げ計画達成報告書（様式第 11 号） ・ 賃金台帳の写し	J グランツ内所定のフォームにより実績をアップロードしていただきます
5	完了検査	賃金引上げ計画 報告書提出後		賃金引上げ計画達成報告書の内容に基づき、完了状況、帳票等の確認を行います
6	特例助成金額 の確定	完了検査後		最終的な助成金の確定額は J グランツにて通知します
7	特例助成金 請求	助成金確定後	・ 助成金請求書 ※J グランツ内のフォーム	J グランツの所定のフォームにて申請してください
8	特例助成金 交付	請求後、 約 1 ヶ月以内		助成金請求フォーム記載の口座に振り込みます
9	賃金引上げ 計画期間 完了報告	賃金引上げ計画 期間終了後から 15 日以内	・ 賃金引上げ計画期間完了報告書（様式第 12 号） ・ 賃金台帳の写し	<u>上記「4」のうち該当者のみ</u> J グランツ内所定のフォームにより実績をアップロードしていただきます

1-2 手引きの目的

本手引きは事務処理を円滑に実施していただくことを目的として作成しています。

助成金の対象となる事業を実施する者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の成果、助成事業に係る物件の入手、経費の発生にあたって、価格の妥当性および適切な経理処理について、第三者に対し合理的に説明・立証する必要があります。従って、助成事業に係る証拠書類を整理・保管し、助成事業に係る資金支出額を明確にしなければなりません。

必要書類に不備がある場合は助成対象外経費となり、助成金が交付されません。十分ご注意ください。

1-3 助成金交付決定

（1）助成金の交付決定

交付決定とは、申請内容について審査した結果、助成対象とすることを決定したものです。

助成事業者に「交付決定通知書」により通知します。

ア 最終的な助成金額(支払額)を決定・保証するものではありません。

イ 交付決定にあたり、必要に応じて条件を付す場合があります。

ウ 交付決定された場合、事業者名、所在地、特例適用の有無及び申請テーマを公表します。

（2）助成予定額

交付決定の際に通知する助成予定額は、助成金額の上限を示すものです。

ア 審査の結果、助成予定額は申請額から減額となる場合があります。

イ 最終的な助成金額は、助成事業完了後の完了検査で査定の上、確定します。そのため、助成金額は助成予定額から減額となる場合があります。

（3）助成対象事業

助成金交付の対象となる事業は、申請書記載の内容および「交付決定通知書」で通知した内容の事業となります。

ア 公社の承認なく、これらと異なる内容の事業を行った場合は助成対象となりません。

イ 助成事業の完了が確認できない場合、助成金は交付されません。

（4）事業実施期間

助成事業の実施にあたっては、申請内容および交付決定通知書記載の内容に沿って、令和8年9月1日から令和10年5月31日までの間に必ず完了させてください。

助成対象となる経費はこの期間に発注または契約、取得・実施、支払が完了する経費です。

※ 創業予定者での申請の場合

交付決定後速やかに開業し、以下書類を公社に提出してください。

・履歴事項全部証明書又は税務署に提出済みの個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※ 共同申請の場合

共同事業実施契約書の締結を済ませ、事前支援の前までに以下を公社に提出してください。

・参加企業全社による共同事業実施契約書 ・参加企業全社分の印鑑証明書

1-4 各種申請書・報告書等の様式

計画の変更や遂行状況報告等に必要な様式は、公社 HP よりダウンロードしてください。

<URL> <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/yoshiki/index.html>

II. 事業の実施

2-1 助成事業開始・事前支援

助成事業者は、助成事業の成果、経費の妥当性および適切な経理処理について、第三者に対し合理的に説明・立証する必要があります。事業実施にあたっては、交付決定通知書および本「事務の手引き」に基づいて適正な処理を行ってください。

交付決定後1～2ヶ月以内に公社担当職員が事業実施場所等を訪問し、事業の全体把握や開発内容の確認、必要な事務処理の説明を目的に事前支援を行います。

2-2 助成事業計画の変更・中止

(1) 届出が必要な場合（J グランツによる手続き）

以下に該当する変更をしたときは、変更後速やかに届出を行う必要があります。

手続きが必要な事項	必要書類
・代表者等（名称、所在地、代表者名）の変更を行う場合 ・創業予定者が法人設立もしくは開業した場合	・履歴事項全部証明書 （発行から3ヶ月以内） ・開業・廃業等届出書

※ 内容により、上記以外の必要書類を依頼することがあります。

(2) 承認申請および公社の承認が必要な場合（J グランツによる手続き）

以下に該当する変更または中止を行うときは、事前に承認申請等の手続きを行い、公社の承認を得る必要があります。

※ 正当な理由がない限り変更は認められません。

※ **公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となるのでご注意ください。**

手続きが必要な事項	必要書類
① 事業全般に関する変更 ・事業終了予定日を変更する場合（早まる場合を除く） ・事業実施場所を変更する場合 ・新会社の設立等をした場合 ・助成事業の内容を著しく変更する場合 ※ <u>申請書記載の達成目標の変更はできません</u>	・様式第4-1-1号 ・変更後の申請書の 該当ページ ③、④で1件単価100万円 （税抜）以上となる場合 ・原則2社以上の見積書
② 経費区分に関する変更 ・増額する経費区分について、当初の金額から20%を超える増加がある場合 ・新たな経費区分を計上する場合	
③ 機械装置・工具器具費に関する変更 ・1件あたりの単価が税抜100万円以上の機械装置・工具器具を新たに購入する場合	
④ 委託・外注費に関する変更 ・契約先の変更や追加をする場合 ・契約内容を大幅に変更する場合	
⑤ 助成事業を中止（廃止）しようとする場合	・J グランツ所定フォーム

※ 内容により、上記以外の必要書類を依頼することがあります。

(3) 支援の中止 (J グランツによる手続き)

助成事業実施期間内であっても、途中で申請要件を満たさなくなった場合や、達成目標を達成する見込みが無いと公社が判断した場合、期限までに所定の書類を提出しなかった場合等は、支援を打ち切ることがあります。

(4) 担当者変更等連絡 (J グランツによる手続き)

連絡先住所・電話番号・メールアドレスを変更した場合、連絡担当者を変更した場合は、変更後速やかに、届出を行ってください。

2-3 助成事業の経理

(1) 助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、帳票類を保管・管理してください。(☞必要帳票類は P.16～「3-3 経費の支払確認資料」を参照)

(2) 支払方法は、**助成事業者名義の金融機関口座からの振込払いを原則**とします。

ア 助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費については原則対象外となります。助成事業者に在籍する役員や社員の口座からの振込も原則対象外となります。

イ 他の取引と相殺して支払が行われている経費は対象外となります。

ウ 現金、クレジットカードによる支払いは、次の条件を満たしている場合のみ助成対象となります。手形小切手又は電子記録債権による支払いは、取適法適用対象取引か否かにかかわらず対象外（一切不可）です。

種別	条件
現金	・総額 10 万円未満（税込）の支払いで、振込による支払が困難な場合 ・該当経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書を提出することにより、決済の確認ができること
クレジットカード	・利用日および口座からの代金引き落とし日が、助成対象期間内であることが確認できること ・支払方法がリボ払い、分割払いでの決済でないこと ・助成事業者本人のカード（法人の場合は法人カード）を使用した支払いであること ・助成事業者名義の口座からの引き落としが確認できること ・利用月の支払明細書（引き落としとなる総額と内訳が分かる明細が記載されていること）、預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し、付与されたポイントもしくは還元率が分かる資料を提出することにより決済の確認ができること

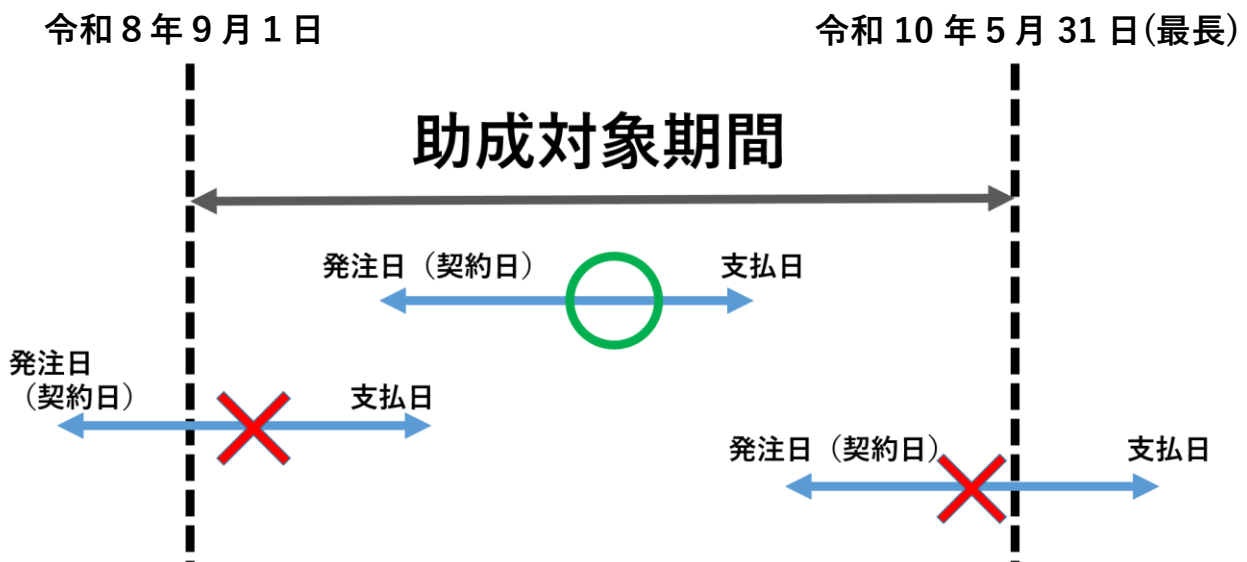
(3) 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

為替レートが確認できる資料等の提出が必要です。

2-4 助成対象経費

以下(1)～(4)の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業実施のための必要最小限であること
- (2) 助成対象期間内（令和8年9月1日から令和10年5月31日まで）に発注または契約、取得・実施、支払いが完了しており、帳票類により確認できること
- (3) 助成対象としての用途、単価、規模等の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できること
※通常業務・取引と混合して支払いを行わないでください。やむを得ず混合して支払った場合は、その金額の根拠が確認できる書類と計算内容を記した資料が必要になります。
- (4) 助成により財産を取得する場合には、所有権（ソフトウェアの場合は著作権）が助成事業者に帰属すること



助成対象経費一覧

経費区分	内 容
原材料・副資材費	研究開発の実施や試作品の構成部分に直接使用し消費される原料・材料および副資材の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等] < 注意事項 > ア <u>試作品の一部を構成または組み込まれる部品等は、原材料・副資材とみなし、本経費区分に計上してください。</u> イ <u>自社専用仕様の特注部品を製作する場合は、本経費ではなく委託・外注費に計上してください。</u> ウ 購入する原材料等の数量は助成事業中に使い切る必要最小限にしてください。<u>助成事業終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。</u>開発中に生じた仕損じ品やテストピース等を助成対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。 エ 残量や使用履歴がわかる書類（受払簿）を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影しておいてください。
機械装置・工具器具費	当該研究開発の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、据付費用に要する経費 [例：試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置、サーバ、ソフトウェア等] < 注意事項 > ア <u>試作金型に係る費用は、委託・外注費ではなく本経費に計上してください。</u> イ <u>自社専用仕様の特注機械装置・工具器具に係る費用は本経費ではなく委託・外注費に計上してください。</u> ウ レンタルサーバやクラウドサービスの利用料は、本経費に計上してください。 エ 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 オ 分割払いにより調達した場合、全ての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 カ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア)リース、レンタルについて、助成対象期間<u>外</u>に係る経費 (イ)運用、保守に係る経費 (ウ)中古品の購入、自家用機械類の改良、修繕等に係る経費 (エ)自社以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費 (オ)汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない経費（例：パソコン、タブレット、デジタルカメラ等）

経費区分	内 容
委託・外注費	1 研究開発 自社内で直接実施することができない当該研究開発の一部を、外部の事業者等に依頼する経費 [例：開発、製造・改造・加工、試料の製造、分析鑑定等、試験等] 2 共同研究 共同研究契約により共同研究を実施するために要する経費 [例：試験研究機関等と、共通の課題について分担して行う研究開発等] 3 ユーザーテスト マーケティングを生業とする事業者依頼し、開発した試作品を特定のユーザーに無償貸与し、一般公開せずに実施するテスト・評価に要する経費 [例：ユーザービリティテスト、モニター調査等] <注意事項> ア <u>自社専用仕様の特注部品を製作する場合は、原材料・副資材費ではなく本経費に計上してください。</u> ※ 受払簿の作成が必要です。 イ <u>試作金型に係る費用は、本経費ではなく機械装置・工具器具費に含めてください。</u> ウ <u>自社専用仕様の特注機械装置・工具器具に係る費用は機械装置・工具器具費ではなく本経費に計上してください。</u> エ ユーザーテストにおいて、不特定多数に一般公開して実施する場合や、有償貸与を行う場合は、販売行為とみなし、助成金交付決定の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。 オ 事業協同組合において、その構成員である中小企業に研究開発を委託する場合に要する経費は助成対象となります。 カ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア) 委託業務の全て又は主要な部分を第三者に再委託・外注する経費 (イ) 技術開発要素を伴わないデザイン、翻訳、資料収集等に係る経費 (ウ) ユーザーテストではないマーケティング（市場調査費、広報等）に係る経費 (エ) マーケティングを生業としない事業者依頼したユーザーテストに係る経費 (オ) 規格・認証取得に要する経費 (カ) 人材派遣に係る経費

経費区分	内 容
産業財産権 出願・導入費	1 開発した製品等の特許・実用新案・意匠・商標の出願に要する経費（外国出願に係る現地代理人費用、翻訳料も含む） 2 出願・登録・広告され存続している、特許・実用新案・意匠・商標を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受けた場合の経費 <注意事項> ア 出願に関する調査、審査請求、登録に係る経費は助成対象となりません。 イ 助成事業者に権利が帰属しない経費は助成対象となりません。
専門家指導費	外部の個人(専門家)から技術指導を受ける場合に要する経費 [例：謝金、相談料等] <注意事項> ア 各回の指導報告書の提出が必要となります。 イ 技術開発要素を伴わない指導は助成対象となりません。

経費区分	内 容
直接人件費	研究開発に係る工程に直接従事する者の人件費 < 算出方法 > 人件費単価（時間給） × 従事時間 時間給の単価は、P.29「(2) 人件費単価一覧表」を適用します。 当月助成対象経費（人件費×当月従事時間）が当月給与総支給額を越える場合は、当月給与総支給額が助成対象経費の上限となります。 < 注意事項 > ア 研究開発に係る工程に直接従事する時間のみ助成対象となります。 P.11「工程と作業概要」にあげる作業が助成対象となります。 イ 直接人件費の助成金額（助成対象期間中の総額）は 1,000 万円が上限です。 ウ 従事時間の上限は、1人につき1日8時間、年間1,800時間とします。 エ 助成事業者の役員および直接雇用の従業員のうち、常態として当該研究開発に従事し、助成事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方が助成対象となります。 オ 採択後に、就業規則と賃金規程の提出が必要となります。 カ 報告時に、登記簿謄本(役員)、雇用保険被保険者証、従事者別の作業日報、賃金台帳等の提出が必要となります。 キ 次に該当する場合は、助成対象となりません。 (ア) 研究開発に直接的に関係のない業務 [例：進行管理、会議、資料収集、研修、調査等] (イ) 機械・機器の使用において人が直接関与していない時間 [例：評価、計算、機械学習における長時間の機械・機器の駆動等] (ウ) 給与・報酬等の支払実績が確認できない場合 (エ) 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は助成対象外） (オ) 就業規則等に定められた所定労働時間外に労働した時間（超過勤務） (カ) 就業規則等に定められた休日に労働した時間（休日労働） (キ) 個人事業者および創業予定者の自らに対する報酬

工程と作業概要

以下にあげる作業に要した時間が「研究開発に係る工程に直接従事する時間」として、助成対象となります。

工程		作業内容
設計	要件定義	【ソフトウェア】 要求定義、ユーザー環境、技術的实现方法(機能・性能仕様、全体システム構成等)をまとめる作業
	目標仕様	【ハードウェア】 実現する仕様（機能・性能、信頼性、適用規格、数値、工程等）を明確にする作業
	設計	【ソフトウェア】 プログラミングする上で必要な詳細仕様を作成する作業
		【ハードウェア】 試作に必要な設計資料をまとめる作業 具体的な実現手段・手法や評価・解析方法を明確にする作業
製作	プログラミング	【ソフトウェア】 ソースコードの作成、実装作業
	試作	【ハードウェア】 組立作業および各種の実験操作（合成・配合作業、工程操作等）の作業
検査	単体テスト	【ソフトウェア】 設計に基づき、実装したもののテスト作業(動作確認作業)
		【ハードウェア】 試作したもののテスト作業(動作確認作業) 実験単位毎に特性を確認するための試験・評価作業
	総合テスト	【ソフトウェア】 機能・性能、信頼性、適用規格、および疑似運用環境での総合動作を確認する作業
		【ハードウェア】 機能・性能、工程実現性、信頼性、適用規格、および疑似運用環境での総合動作を確認・検証するための試験・評価作業

2-5 助成対象外となる経費

※「2-3 助成対象経費」に掲げる経費以外の費用は、すべて助成対象外です。

申請書に記載された経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は、助成対象外となります。

- (1) 発注または契約、取得・実施、支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内（令和8年9月1日から令和10年5月31日まで）に行われていない経費
- (2) 助成事業に直接関係のない経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む）
- (3) 生産・量産対応に係る経費
- (4) 開業、運転資金などの開発以外の経費
- (5) 所有権が助成事業者に帰属しない取得財産に係る経費
- (6) 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- (7) 消費税、収入印紙代、振込手数料、通信費、光熱費、自社の交通費、事務用品費等の間接経費
- (8) 建物附帯設備とその工事に係る経費
- (9) 達成目標のうち一部でも未達成だった場合に、それまでにかかった全ての経費
- (10) 助成事業の実施場所または保管場所への設置・保管が確認できない物品等購入にかかった経費
- (11) 公社の承認が必要な変更に応ずる場合で、事前の承認を得ずに変更等を行った経費
- (12) 帳票類が不備の経費
- (13) 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- (14) 手形小切手又は電子記録債権による支払いが行われている経費
- (15) 支払いに際し、ポイントを取得・使用した場合のポイント相当分
- (16) キャッシュバック等により、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- (17) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等および社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により生じる経費
- (18) 中小企業グループによる共同申請の場合の、共同申請者間での取引により生じる経費
- (19) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等・反社会勢力との取引により生じる経費
- (20) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ その他、内容によっては対象外となるものもありますので、公社担当職員へご確認ください。

2-6 事業実施における注意事項

(1) 販売可能な時期

助成事業の成果を活用した製品の販売（営業行為を含む）は、助成事業の完了後（完了検査日の翌日）から開始してください。完了前に販売した場合は、助成金交付決定の取消しとなります。

< 営業行為とみなされる例 >

- ・ 助成事業実施中（完了検査前）に、自社 HP 内で販売中の商品として研究開発物の情報を掲載した
- ・ 助成事業実施中に出席した展示会において、研究開発物の販売価格が掲載されたチラシを配布した
- ・ 助成事業実施中に特定の企業に対し、研究開発物を有償にて貸与・提供を行った

Ⅲ 報告

3-1 遂行状況報告書の提出（中間報告）

（１）次の期日までに、遂行状況報告書【様式第６－１号】を提出してください。

- ・提出期限： **令和 9 年 6 月 15 日**
- ・報告対象： 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 5 月末日までの事業遂行状況
報告対象期間に契約、取得・実施、支払いまでが完了した経費
- ・提出方法： J グランツ内所定のフォームよりアップロード

※ 令和 9 年 5 月末日までに事業が終了する場合は、中間報告の必要はありません。

※ 中間報告時に、報告期間に決済された経費の申告がない場合は助成対象外となることがありますので、ご注意ください。

（２）遂行状況報告書の構成

N0.	作成資料	内容	注意事項
1	報告書	様式第 6－1 号（付表） ・事業の遂行状況 ・経費の支出状況 ・助成事業の現状と問題点 様式第 6－1 号（付表 2） ・遂行状況まとめ	※報告書本文は J グランツ上のフォーム入力
2	達成目標の証明資料	各目標の達成を証明する資料	・開発の進捗状況により、必要な場合は提出してください。
3	支払総括表	様式第 6－1 号（別紙 1－1）	・経費区分別支払明細表、直接人件費総括表の金額を経費区分毎に転記してください。
4	経費区分別支払明細表	様式第 6－1 号（別紙 1－2）	・申請書および支出関係書類の支出番号に対応させてください。
5	経費の支払確認資料	見積書、契約書、納品書、請求書、振込控 等	・経費区分ごとに必要書類は異なります。 詳細は P.16～「3－3 経費の支払確認資料」をご参照ください。
6	直接人件費関係書類	様式第 6－1 号（別紙 2－1～2－3）、全体工程表 等	・詳細は P.27～「3－4 直接人件費関係書類」をご参照ください。

3-2 実績報告書の提出（完了報告）

（１）事業完了後、実績報告書【様式第 7－1 号】を提出してください。

- ・提出期限： **事業完了後、15 日以内**
- ・報告対象： 令和 9 年 6 月 1 日から事業終了日までの実績（助成事業実施内容及び成果）
事業終了日までに契約、取得・実施、支払いまでが完了した経費
- ・提出方法： J グランツ内所定のフォームよりアップロード

(2) 実績報告書の構成

N0.	作成資料	内容	注意事項
1	報告書	様式第7-1号(付表1) ・助成事業実施内容及び成果 様式第7-1号(付表2) ・助成対象資産表 様式第7-1号(付表3) ・達成目標まとめ	※報告書本文はJ グランツ上の フォーム入力
2	達成目標、開発成果 の証明資料	各目標の達成、助成事業の開発の 成果を証明する資料 写真、図面、報告書 等	・達成目標の確認方法と確認結 果を確かな根拠とともに報告 してください。 ・製作物や画面の写真などの、 完成物の実在を示す資料を 含めてください。 ・実際の測定データ、委託等の 試験結果を引用してください
3	支払総括表	様式第7-1号(別紙1-1-1) (別紙1-1-2)	・経費区分別支払明細表、直接 人件費総括表の金額を経費区 分毎に転記してください。
4	経費区分別 支払明細表	様式第7-1号(別紙1-2)	・申請書および支出関係書類の 支出番号に対応させてくださ い。
5	経費の支払確認資料	見積書、契約書、納品書、請求書、 振込控 等	・経費区分ごとに必要書類は 異なります。 詳細はP.16～「3-3 経費 の支払確認資料」をご参照く ださい。
6	直接人件費関係書類	様式第7-1号(別紙2-1-1 ～2-3)、全体工程表 等	・詳細はP.27～「3-4 直接 人件費関係書類」をご参照く ださい。

3-3 経費の支払確認資料

経費の支払確認に必要な書類は以下です。(P.38～【サンプル資料】(1) 帳票類を参照)
帳票はすべてスキャン等により電子化し、J グランツ報告フォームの所定の項目にアップロード
していただきます。検査時に原本照合を求めることがあります。

※ 振込払い以外(現金、クレジットカードによる支払い)は別途必要書類があります。(P.7
～「2-3 助成事業の経理」を参照)

※ 外国語で作成された書類は、日本語訳を添付してください。

原材料・副資材費の支払い確認に必要な書類

1	カタログ	・購入品の標準的な価格の分かるもの
2	見積書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・見積日、名称・型番、仕様、単価、数量、支払方法がわかるもの ※見積の有効期間内に契約を締結すること ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること（必要に応じて発行元に連絡をする場合があります） ※「〇〇一式」といった、見積内容が明確でないものは不可 ※メールまたは Web サイト上での見積の場合は、当該取引の内容がわかるメール・Web ページを印刷したものでも代用可
3	契約書または 発注書 + 発注請書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・契約日、契約内容（仕様、単価、数量、支払方法、所有権等）がわかるもの < 契約書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印が必要 < 発注書 + 発注請書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印、もしくは双方の自署が必要（自署の場合、発行元の連絡先の記載が必要）
4	納品書	・納品日、名称・型番、仕様、単価、数量がわかるもの
5	請求書	・請求日、請求内容（名称・型番、仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること
6	振込控	・依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外

7	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人・振込先・日時・金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
8	写真	【納品時】 ・注文品が適切に納品されていること（型番、数量等）が確認できる カラー写真 < 仕損じ品、テストピース、液体等の保管が困難な場合 > ・使用経過が分かるカラー写真
9	受払簿	・残量や使用履歴が分かるもの ※未使用（残数）分は助成対象外

機械装置・工具器具費 の支払い確認に必要な書類

1	カタログ	・購入品の標準的な価格の分かるもの < 試作金型に係る費用の場合 > ・仕様書や図面等
2	見積書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・見積日、名称・型番、仕様、単価、数量、支払方法がわかるもの ※見積の有効期間内に契約を締結すること ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること（必要に応じて発行元に連絡をする場合があります） ※「〇〇一式」といった、見積内容が明確でないものは不可 ※メールまたは Web サイト上での見積の場合は、当該取引の内容がわかるメール・Web ページを印刷したものでも代用可
3	契約書または 発注書 + 発注請書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・契約日、契約内容（仕様、単価、数量、支払方法、所有権等）がわかるもの < 契約書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印が必要 < 発注書 + 発注請書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印、もしくは双方の自署が必要（自署の場合、発行元の連絡先の記載が必要） < クラウドサービスの利用等の場合 > ※契約書等の発行が困難な場合は、以下の要件を満たすことが必要 ・助成事業実施期間内における利用開始と終了が確認できること ・助成事業のためだけに利用するものであり、自社の他事業と共有されていないことが確認できること
4	納品書	・納品日、名称・型番、仕様、単価、数量がわかるもの
5	請求書	・請求日、請求内容（名称・型番、仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること

6	振込控	・依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外
7	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人・振込先・日時・金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
8	写真	【納品時】 ・注文品が適切に納品されていること（型番、数量等）が確認できるカラー写真 < 1 件あたりの単価が税抜 50 万円以上の場合 > ・購入品に公社配布のステッカーを貼った写真

※必要に応じて、リース・レンタルではなく機械装置の購入が必要な理由書の提出を求める場合があります。

委託・外注費の支払い確認に必要な書類

1	見積依頼資料 (要求仕様)	・仕様書、指示書、図面等の委託内容を示すもの
2	見積書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・見積日、仕様、単価、数量、支払方法がわかるもの ※見積の有効期間内に契約を締結すること ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること（必要に応じて発行元に連絡をする場合があります） ※「〇〇一式」といった、見積内容が明確でないものは不可 ※メールまたは Web サイト上での見積の場合は、当該取引の内容がわかるメール・Web ページを印刷したものでも代用可
3	契約書	・契約日、契約内容（仕様、単価、数量、支払方法、所有権等）がわかるもの ※双方の社判または代表者印の押印が必要 ※所有権が助成事業者に帰属することが明記されていること
4	報告書、完了届、 納品書 等	・契約の履行（委託・外注の完了）が確認できるもの ※委託先および担当者名が記載されていること ※経過等が詳細に記載されていること ※納品書の場合は納品日、名称・型番、仕様、単価、数量がわかること
5	請求書	・請求日、請求内容（仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること
6	振込控	・依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外

7	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人・振込先・日時・金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
8	成果物	・委託・外注の完了・成果が確認できる納品物 （仕様書、設計書、試験報告書、ソースコード 等）
9	全体工程表	・公社様式 ※助成事業の開発工程、成果物等を記入
10	写真	・納入物、成果が確認できるカラー写真 < 1 件あたりの単価が税抜 50 万円以上の場合 > ・納入物に公社配布のステッカーを貼った写真 ※試験・評価レポート等の場合、写真は不要
11	受払簿	（自社専用仕様の特注部品を複数製作する場合のみ必要） ・残量や使用履歴が分かるもの ※未使用（残数）分は助成対象外
12	源泉徴収税に係る 領収書	（所得税の源泉徴収を行った場合のみ必要） ・金融機関の領収印のある領収証書 < 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の場合 > ・受信通知「メール詳細（納付区分番号通知）」の写し

産業財産権出願・導入費の支払い確認に必要な書類

1	見積書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・ 見積日、名称、仕様、単価、数量、支払方法がわかるもの ※見積の有効期間内に契約を締結すること ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること（必要に応じて発行元に連絡をする場合があります） ※「〇〇一式」といった、見積内容が明確でないものは不可 ※メールまたは Web サイト上での見積の場合は、当該取引の内容がわかるメール・Web ページを印刷したものでも代用可
2	契約書または 発注書 + 発注請書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・ 契約日、契約内容がわかるもの < 契約書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印が必要 < 発注書 + 発注請書の場合 > ※双方の社判または代表者印の押印、もしくは双方の自署が必要（自署の場合、発行元の連絡先の記載が必要）
3	請求書	・ 請求日、請求内容（名称、仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること
4	振込控	・ 依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・ 金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・ 振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・ 振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外

5	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人・振込先・日時・金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
6	依頼内容	（出願経費の場合のみ必要） ・特許事務所等の有資格者に依頼した内容がわかるもの （有資格者名のわかる依頼書 等）
7	受領書	（出願経費の場合のみ必要） ・受付日、出願番号の記載があり、特許庁が書類を受け付けたことがわかる受領書
8	出願内容	（出願経費の場合のみ必要） ・出願内容の要旨
9	翻訳文	（外国出願経費の場合のみ必要） ・相手国へ提出した書類すべての翻訳文、および要点を日本語訳したもの
10	譲渡・実施許諾	（譲渡・実施許諾を受ける際に要する経費の場合のみ必要） ・譲渡・実施許諾の事実と内容が分かるもの
11	源泉徴収税に係る領収書	（所得税の源泉徴収を行った場合のみ必要） ・金融機関の領収印のある領収証書 < 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の場合 > ・受信通知「メール詳細（納付区分番号通知）」の写し

専門家指導費 の支払い確認に必要な書類

1	見積書	(1 取引あたり税込 30 万円未満については、省略可能) ・ 見積日、指導内容、支払方法がわかるもの ※見積の有効期間内に契約を締結すること ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること（必要に応じて発行元に連絡をする場合があります） ※「〇〇一式」といった、見積内容が明確でないものは不可 ※メールまたは Web サイト上での見積の場合は、当該取引の内容がわかるメール・Web ページを印刷したものでも代用可
2	契約書	・ 契約日、契約内容（指導場所、指導期間、延べ指導時間数、単価、総契約金額、指導内容、指導者名 等）がわかるもの ※双方の社判または代表者印の押印が必要
3	経歴書	・ 指導者の略歴が明記されているもの
4	指導報告書	・ 指導実施日毎に、指導日・受講者・指導内容が詳細に記載され、指導者の押印または署名があるもの ※複数日分がまとめて記載されているものは不可
5	請求書	・ 請求日、請求内容（仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）がわかるもの ※社判または代表印の押印がない場合は、書類の発行元の連絡先を必ず記載すること
6	振込控	・ 依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・ 金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・ 振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・ 振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外

7	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人・振込先・日時・金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
8	成果物	（専門家指導による技術文書作成・マニュアル整備等の場合） ・指導の成果が確認できるもの
9	源泉徴収税に係る 領収書	（所得税の源泉徴収を行った場合のみ必要） ・金融機関の領収印のある領収証書 < 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の場合 > ・受信通知「メール詳細（納付区分番号通知）」の写し

3-4 直接人件費関係書類

(1) 報告する経費に人件費が含まれる場合には、以下の資料が必要となります。

直接人件費 の支払い確認に必要な書類		
1	直接人件費総括表	【中間報告時】 ・ 様式第 6-1 号 (別紙 2-1) 【完了報告時】 ・ 様式第 7-1 号 (別紙 2-1-1、別紙 2-1-2) ※直接人件費集計表の金額を転記
2	直接人件費集計表	【中間報告時】 ・ 様式第 6-1 号 (別紙 2-2) 【完了報告時】 ・ 様式第 7-1 号 (別紙 2-2) ※従事者ごとに作成 ※助成対象経費に計上した従事者の分すべて作成 ※時間給の単価は、P.29「(2) 人件費単価一覧表」を適用
3	作業日報 兼 直接人件費個別明細表	【中間報告時】 ・ 様式第 6-1 号 (別紙 2-3) 【完了報告時】 ・ 様式第 7-1 号 (別紙 2-3) ※従事者ごと、月ごとに作成 ※助成対象経費に計上した従事者の該当月分すべて作成 ※従事者が自ら作成のうえ、責任者による確認が必要
4	全体工程表	・ 公社様式 ※助成事業の開発工程、成果物等を記入
5	就業規則 賃金規程	・ 正規の就業時間、休日、賃金支給日のわかるもの ※従業員数が 10 人未満でも就業規則の提出は必要 ※役員も就業規則に準ずる
6	役員、従業者の 証明	・ 助成事業者との関係を証明できるもの < 従業員の場合 > ・ 雇用保険被保険者証 < 役員の場合 > ・ 履歴事項全部証明書

7	賃金台帳	・ 役員、従業員ごとの賃金月額等が確認できるもの ※報告対象期間のすべての月の賃金月額がわかることが必要
8	振込控	・ 依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の取引履歴が記載されたもの < 金融機関の窓口による振込の場合 > ・ 金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） < A T M（現金自動預払機）による振込の場合 > ・ 振り込みを行った際に発行される伝票（利用明細、利用控 等） < インターネットバンキングによる振込の場合 > ・ 振込処理完了画面または振込履歴の写し ※総合振込等で複数の振込先をまとめて処理している場合は、その内訳が分かる明細も必要 ※助成事業者名義以外の口座からの振込を行った経費は対象外 ※給与等の現金支給は対象外
9	通帳 等	原則不要。ただし以下いずれかの場合は提出必須 ①インターネットバンキングを利用した場合 ②依頼人、振込先、日時、金額が振込控で確認できない場合 < 普通預金から振込の場合 > ・ 通帳の該当ページと表紙（口座番号、助成事業者名が明記） < 当座預金からの振込の場合 > ・ 当座勘定照合表 < 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 > ・ インターネット等でダウンロード可能な入出金表、取引明細照会等
10	成果物	・ 作業日報に記載の作業を証明できるもの （基本設計書・詳細設計書、機能一覧、プログラムのリスト、計画表・作業工程表、ソースコード、テスト報告書、マニュアル 等） ※作業内容ごとに該当する成果物を明示することが必要

(2) 人件費単価一覧表

人件費単価（時給）は従事者別に、以下の手順により算出してください。

① 報告対象期間における各月の報酬月額を算出

※ 基本給＋諸手当（賞与を除く）で算出してください。

各月の社員別給与明細の総支給額欄又は支給合計額欄になります。

※ 旅費交通費、立替金の精算など給与以外のものは除いてください。

② 報告対象期間内の最も低い報酬月額を確認

※ 報告対象期間は以下となります。

中間報告：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 5 月末日

完了報告：令和 9 年 6 月 1 日～事業終了日

③ ②をもとに、下表より各報告対象期間における人件費単価を算出

単位：円

報酬月額（給与等） 以上 ～ 未満	人件費単価（時給）
～130,000	1,040
130,000～138,000	1,110
138,000～146,000	1,180
146,000～155,000	1,240
155,000～165,000	1,330
165,000～175,000	1,410
175,000～185,000	1,490
185,000～195,000	1,580
195,000～210,000	1,660
210,000～230,000	1,830
230,000～250,000	1,990
250,000～270,000	2,160
270,000～290,000	2,330
290,000～310,000	2,490
310,000～330,000	2,660
330,000～350,000	2,820
350,000～370,000	2,990
370,000～395,000	3,160
395,000～425,000	3,410
425,000～455,000	3,660
455,000～485,000	3,910
485,000～515,000	4,160
515,000～545,000	4,410
545,000～575,000	4,660
575,000～605,000	4,910
605,000～	5,160

3-5 支出関係書類の整理

以下の点に注意してまとめてください。

経費によって、必要書類は異なりますので、必ず「3-3 経費の支払い確認資料 (P.16)」を参照してください。

- ① 支払単位にまとめる。
- ② 各書類をスキャンし、PDF ファイル（推奨）にします。ファイル名は、「申請書」および「経費区分支払明細表」で付した支出番号とします。支出番号ごとに書類が揃ったら、1つのPDF ファイル、または1つの ZIP ファイルとしてまとめてください。

※遂行状況報告書及び実績報告書本文は J グランツ上のフォームに入力

※書類はすべて電子ファイルにて提出してください。なお、助成事業に係る関係書類及び帳簿類（スキャン前の書面（紙）を含む）は、助成事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければなりません。

※日本語以外の言語で作成された書類には、必ず要点箇所に翻訳文をつけ提出してください。

※支出番号は経費区分ごとに以下となります。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ・原材料・副資材費（原－1、原－2…） | ・機械装置・工具器具費（機－1、機－2…） |
| ・委託・外注費（委－1、委－2…） | ・産業財産権出願・導入費（産－1、産－2…） |
| ・専門家指導費（専－1、専－2…） | ・直接人件費（人－1、人－2…） |

※検査時に原本照合を求めることがあります。

※P.34「6-2 取得財産の管理」と併せてご確認ください。

Ⅳ. 検査、額の確定、請求および支払い

4-1 中間検査、完了検査

- (1) 提出された報告書を公社担当職員が確認し、不足資料等がないことが確認でき次第、遂行状況報告書または実績報告書に基づき、事業実施状況の確認（検査）を行います。

内容： ・事業の実施状況、達成目標の実現状況の確認
・研究開発物（試作品）および関連する資料、購入物等の確認
・支払った経費についての確認（証拠書類などの原本照合を求めることがあります）

場所： 公社が指定する場所（申請書記載の事業実施場所等）

日時： 提出された報告書を確認のうえ、公社担当職員から連絡

- (2) 検査における留意事項

申請書に記載した目標の達成を、完了検査で公社が確認できたことをもって事業完了となります。達成目標に設定したすべての内容について達成したことを確認できなかった場合は、事業完了とならず、助成金は交付されません。

不足資料等があった場合は、追加の対応をお願いする場合があります

4-2 助成金の額の確定

- (1) 助成金確定通知

完了検査後、公社職員により改めて実績報告書の精査を行います。精査が完了し、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、J グランツにて通知します。

- (2) 助成金確定額

助成金の確定額は経費区別にそれぞれ実際に要した助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、経費区別の交付予定額とのいずれか低い額の合計となります。また、対象外経費は除外されます。

4-3 助成金の請求および支払い

- (1) 助成金請求

助成金額の確定通知を受けた後、J グランツ内所定の「助成金請求」フォームに必要事項を入力し、請求してください。

- (2) 助成金交付

請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

※ 請求後、振込まで1ヶ月ほど時間を要します。

※ 助成金が交付されるのは完了検査後のみであり、中間検査では交付されません。

< 請求～支払いまでの流れ >

- ① J グランツにログイン

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- ② マイページより本事業の詳細ページへ進む

※ 事業「(タイトルなし)」となっているリンクをクリックしてください

- ④ 事業の詳細ページ内「提出可能な申請」より「助成金請求」フォームへ進む

- ⑤ 請求基本情報、事業者情報、振込先区分、口座情報を入力し、申請を行う

- ⑥ 事務局にて内容を確認し、手続きが終了次第振込み

- ※ 助成金の支払い終了後、J グランツにてお知らせします
- ⑦事業の詳細ページ内「作成済みの申請」の「文面表示」より通知文書を確認

※ 共同申請の場合

助成金の交付を受けた後 10 日以内に、代表企業は参加企業に助成金を配分し、以下を公社に提出してください。

- ・参加企業別助成金配分算出表（様式第 9 - 2 号）
- ・代表企業を除く参加企業の領収書の写しおよび口座振込控の写し

V. 賃金引上げ計画（特例事業者のみ）

5 - 1 賃金引上げ計画の実施

賃金引上げ計画を掲げ申請し、助成率の特例が適用されるものとして助成金の交付決定を受けた事業者（以下、「特例事業者」という）は、助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大 12 か月の期間（賃金引上げ計画期間）において、賃上げ引上げ計画を実行していただきます。

5 - 2 賃金引上げ計画

賃金引上げ計画を掲げ申請し、助成率の特例を受けようとする者は、次のア～ウのすべての要件を満たす必要があります。

ア 中小企業者又は小規模企業者であること

※ 小規模企業者とは、中小企業者のうち、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する以下に該当するものをいいます。

業 種	常時使用する従業員数
製造業・その他	20 人以下
卸売業・小売業・サービス業	5 人以下

イ 常時使用する従業員が 1 名以上いること

ウ 以下の要件を全て満たす賃金引上げ計画を策定し、実行すること

（ア）賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより 2.0%以上増加させること。

ただし、下記(1)(2)の場合、賃金引上げ計画期間中であっても、当要件を満たした実行がされたものとみなします。

(1)計画開始時点からの常時使用する従業員の給与等総額が、基準期間のものに、1.02 を乗じた額に達した場合

(2)計画期間の常時使用する従業員の 1 か月の給与等総額が基準期間の同月のものに 1.02 を乗じた額に達した月があった場合。なお、賃金引上げ計画期間終了後、様式第 12 号により賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより 2.0%以上増加させたことを報告すること

（イ）助成事業実施場所内最低賃金を地域別最低賃金 + 30 円以上の水準にすること

※ 賃金引上げ計画期間とは、助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大 12 か月の期間をいいます。

※ 基準期間とは、基準日（令和 8 年 3 月 1 日）の属する月の前月から遡った 12 か月をいいます。

※ 助成率における特例を適用した場合であっても助成金交付申請額は 2,500 万円が上限です（直接人件費の交付申請額は 1,000 万円が上限です）。

5－3 賃金引上げ計画の実績報告

特例事業者は、賃金引上げ計画が完了したとき又は賃金引上げ計画期間が終了したときは、速やかに賃金引上げ計画達成報告書（様式 11 号）を提出してください。

ア 提出期限： 賃金引上げ計画が完了したとき又は賃金引上げ計画期間が終了、15 日以内

イ 報告対象： 賃金引上げ計画期間における、計画開始時点からの常時使用する従業員の給与等総額

ただし、「5－2 賃金引上げ計画 ウ（ア）(2)」の場合は、賃金引上げを実施した 1 か月の常時使用する従業員の給与等総額を報告対象とします。賃金引上げ計画期間終了後、賃金引上げ計画期間完了報告書（様式第 12 号）により賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより 2.0%以上増加させたことを報告してください。確認できない場合、期間を定めて助成金を返還していただく場合があります。

ウ 提出方法： J グランツ内所定のフォームよりアップロード

エ 提出書類

名称	備考
賃金引上げ計画達成報告書	
賃金台帳の写し	賃金引上げ計画期間の全従業員分 （役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く） ※最低賃金者をデータの先頭に配置してください。 ※最低賃金者の法定働日数、1 日の所定労働時間が賃金台帳で確認できない場合は、当該最低賃金者の労働条件通知書、雇用契約書も提出してください。 ※「5－2 賃金引上げ計画 ウ（ア）(2)」の場合は、賃金引上げを実施した 1 か月分を提出。賃金計画期間終了後、賃金引上げ期間完了報告書に賃金引上げ計画期間分を提出してください

5－4 賃金引上げ計画に関する額の確定

賃金引上げ計画の報告書を提出後、必要に応じて、現地調査等を実施します。賃金引上げ計画の達成が認められた場合、助成対象経費に特例助成率を乗じた助成金額から、助成対象経費に特例を受けない助成率（1 / 2 以内）を乗じた助成金額を差し引いて、助成金の額を確定（以下、「特例助成金額」という。）し、J グランツにて通知します。

なお、特例事業者が、P.32「5-2 賃金引上げ計画」の規定を満たさないことを公社が確認したときは特例助成率を適用しないものとします。

ただし、賃金引上げ計画が未達成であることについて、次のいずれかに該当した場合は、特別な理由がある場合として特例助成金額で助成金の額を確定することができます。

ア 天災など事業者の責めに帰さない理由があるとき

イ 給与等総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合で、従業員一人当たりの賃金は増加しているとき

ウ その他、公社が特例助成金額による助成金の額を確定することが適当と判断したとき

5－5 賃金引上げ計画に関する助成金の交付（2回目）

（1）助成金請求

特例助成金額の確定通知を受けた後、J グランツ内所定の「助成金請求」フォームに必要事項を入力し、請求してください。

（2）助成金交付

請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

※ 請求後、振込まで1ヶ月ほど時間を要します。

※ 特例事業者に対しては、助成金は2回に分割して実施されます。

1回目は、助成率の特例が適用されない場合（助成率1／2以内）で算出された金額が交付されます。

2回目は、賃金引上げ計画の達成確認後に、特例助成金額が交付されます。助成金の交付が完了するまで時間が長くなりますのでご注意ください。

<助成金交付のイメージ>

・助成対象経費 3,000 万円、特例適用あり（助成率3／4以内）の場合

交付金額（1回目）：3,000 万円×1/2（特例適用がない場合の助成率）＝1,500 万円

交付金額（2回目）：3,000 万円×3/4（特例適用がある場合の助成率）－

1,500 万円（1回目の交付金額）＝750 万円

VI. 事業完了後の注意事項

助成事業者は東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。助成事業の成果を活かし、事業化に努めてください。

6－1 書類の保管・管理

助成事業に係る関係書類は、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保管する義務があります。

6－2 取得財産の管理

助成事業により取得し、又は効用の増加した設備（機械装置、工具器具その他備品をいう。以下同じ。）、研究開発物（試作品）およびその他成果物（以下「財産」という。）については以下に留意してください。

（1）財産については助成事業のために取得するものであって、他の用途に使用することはできません。

（2）財産（設備およびその他成果物については、取得価格又は増加価格が50万円以上（税抜）のものに限る。）については、実績報告書【様式第7－1号（付表2）】に記載するとともに、公社配布のステッカーを貼って管理してください。また、それら財産につきましては、善良な管理者としての注意義務および効果的な運用が義務付けられており、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存しなければなりません。

（3）財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理が必要です。

（4）（2）の期間内に財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書【様式第10－1号】を提出して公社の承認を受ける必要があります。さらに処分したことにより収入があった場合は助成金の全部又は一部を納付していただきます（納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします）。

（5）（4）の処分のうち、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、

設備（取得価格又は増加価格が 50 万円以上（税抜）のものに限る。）および研究開発物の転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）をする場合、あらかじめ財産処分生産転用申請書【様式第 10－2 号】を提出して公社の承認を受ければ、前項の納付を免除することができます。

※事由が生じた場合は、公社担当職員へお問い合わせください。必要な様式をお送りします。

※財産処分が生じる場合は早めに申請（遅くとも 1 か月前）いただくようお願いいたします。

<算出方法>

$$E = (A - B) \times D / C$$

なお、A、B、C、D、E の定義は以下のとおりとする。

A：当該財産処分したことにより得た額（または残存簿価相当額、あるいは鑑定額）

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

B：助成事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該処分財産の「助成事業に要した経費」

D：C に対する当該助成金の確定額

E：公社への納付金

6－3 公社職員による調査

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、現地調査を行い、報告を求めることがあります（外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者に質問することを含みます）。

6－4 成果の公表

助成事業により成果をあげられた企業について、公社が別途助成事業の成果を公開する場合があります。

6－5 義務の承継

助成金受領後、助成事業およびその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等が承継させようとする場合は、交付決定に定める義務等の適用について、公社に対し、必要な手続を行ってください。

6－6 企業化状況報告

助成事業者は助成事業の成果を活かし、事業化に努めてください。

助成事業が完了した年度の翌々年度から 5 年間、助成事業の実施結果について企業化状況報告書を出していただきます。報告にあたっては、以下に留意してください。未提出がある場合は、当該の助成事業で定める報告期間満了の翌年度の 3 月 31 日まで、本助成事業の申請はできません。

- （１）助成事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等を助成事業完了年度又は助成事業完了年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、企業化状況報告書にその旨を記載してください。
- （２）助成事業完了年度の終了後、翌年度から 5 年間、当該助成事業の事業化により相当の収益を得た場合、産業財産権の譲渡又は実施権の設定および他への供与により収益が生じたときは、その

収益の一部を納付していただきます。ただし、納付額は助成金の交付額が上限です。

<算出方法>

基準納付額 = (助成事業に係る当該年度収益額－控除額) × (助成金額／総事業費)

- ・ 当該年度収益額 = 助成事業売上高－(製品仕入高＋製造原価＋販管費)
- ・ 控除額 = 助成事業年度の自己負担額×0.2
- ・ 総事業費 = 助成事業年度から当該年度までの助成事業に係る総経費

6－7 助成金交付決定の取消しおよび助成金の返還

(1) 助成金の交付決定の取消し

助成事業者、委託・外注先の事業者その他助成事業の関係者が、取消しおよび助成金の返還事由に該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者およびこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

※ 本事項は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

※ 不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

ア 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

イ 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む）。

ウ 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

エ 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。

オ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

カ 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

キ 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。

ク 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。

ケ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制および業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。

コ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。

サ その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき。

(2) 助成金の返還

ア 上記（1）により助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただく場合があります。

イ 賃金引上げ計画期間完了報告書（様式第12号）を提出した特例事業者で、賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額が、基準期間のものより2.0%以上増加させることができなかったことを公社が確認し、助成事業者へ既に特例助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただく場合があります。

ウ ただし前項において、次のいずれかに該当する場合は、助成金の返還について免除することができます。

① 天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合

② 給与等総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合で、従業員一人当たりの賃金は増加している場合

③ その他、公社が助成金の返還について不要であると判断した場合

VII. 付録

【サンプル資料】

(1) 帳票類

ア 見積書

令和〇年〇月〇日

御見積書

株式会社〇〇〇
〇〇〇工場 ← 助成事業者名

下記の通り、御見積申し上げます。

納品期日: _____
 納品場所: _____
 支払条件: _____
 有効期限: _____

株式会社△△△
 東京都台東区〇〇-〇〇〇〇
 TEL: 03-0000-0000
 FAX: 03-0000-0000
 担当者名: 〇〇〇〇

合計金額(消費税等込み) _____

支払方法が明記されていること
有効期限内であること

発行者の連絡先が明記されていること

品名・仕様	数量	単位	単価	金額
〇〇部品	30	枚	30,000	300,000
名称・型番、仕様、単価、数量、支払方法が明記されていること				
備考:			小 計	
			消費税等	
			合 計	

イ 発注書 (注文書でも可)

令和〇年〇月〇日

発注書

(株)△△△御中
〇〇様

下記の内容にてお願いいたします。

_____ 助成事業者名 _____

株式会社〇〇〇
 東京都千代田区〇〇-〇〇〇
 TEL: 03-0000-0000
 FAX: 03-0000-0000
 担当者名: 〇〇〇〇

社判または代表者印 (自署でも可)

印

注文番号	〇〇〇〇-〇〇〇			
商品名・仕様	数量	単価	金額	希望納期
〇〇部品 サイズ: 〇〇〇×〇〇〇 種類: 〇〇式 パターン: 〇〇パターン	30	10,000	300,000	7月
仕様、単価、数量、支払方法が明記されていること			小 計	
			消費税等	
			合 計	

ウ 発注請書（注文請書でも可）

受注日が明記されていること

令和〇年〇月〇日

発注請書

(株)〇〇〇御中
〇〇様

上記注文をお願いします。

助成事業者名

株式会社△△△

東京都千代田区〇〇-〇〇〇〇

TEL: 03-0000-0000

FAX: 03-0000-0000

担当者名: 〇〇〇〇

〇〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇

社判または代表者印
(自署でも可)

印

注文番号

〇〇〇〇-〇〇〇

商品名・仕様	数量	単価	金額	希望納期
〇〇部品 サイズ: 〇〇〇×〇〇〇 種類: 〇〇式 パターン: 〇〇パターン	30	10,000	300,000	7月
備考: 仕様、単価、数量、支払方法が明記されていること		小 計		
		消費税等		
		合 計		

エ 納品書

納品日が明記されていること

令和〇年〇月〇日

納品書

株式会社〇〇〇

〇〇〇工場 御中

下記の通り、納品致しましたのでご査収ください。

株式会社△△△

東京都台東区〇〇-〇〇〇〇

TEL: 03-0000-0000

FAX: 03-0000-0000

担当者名: 〇〇〇〇

〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇

合計金額(消費税等込み)

品名・仕様	数量	単価	金額
〇〇部品	30	10,000	300,000
〇〇加工部品	40	10,000	400,000
備考: 名称・型番、仕様、単価、数量が明記されていること		小 計	
		消費税等	
		合 計	

オ 請求書

請求日が明記されていること

請求書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇 御中

下記の通り、御請求申し上げます。

株式会社△△△

東京都台東区〇〇-〇〇〇〇

TEL: 03-0000-0000

FAX: 03-0000-0000

担当者名: 〇〇〇〇

〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇

発行者の連絡先や口座が
明記されていること

支払方法（振込先等）が
明記されていること

合計金額(消費税等込み)

品名・仕様	数量	単位	単価	金額
〇〇部品	30	枚	30,000	300,000
備考:				
			小 計	
			消費税等	
			合 計	

名称・型番、仕様、単価、数量が明記されていること

カ 振込控え

<インターネットバンキングの場合>

依頼人名義、振込先名義、口座番号、日時、金額等の
詳細が確認できること

総合振込精査表

20XX/XX/XX XX:XX:XX

株式会社〇〇〇〇

様

〇〇〇銀行

振込指定日 (承認日時・名)	20XX.XX.XX	申請日時・申請者名 承認日時・承認者名	20XX.XX.XX XX:XX:XX 田中〇〇
受付番号	XXXXXX	種別	総合振込
企業コード・依頼人名	カ〇〇〇〇	状況	申請済
引落口座	〇〇支店 普通 XXXXXXX 株式会社〇〇〇〇		
振込データ名	XX.XX 〇〇〇株式会社		

【振込明細合計】		明細件数	入力金額合計(円)	先方負担手数料合計(円)	振込金額合計(円)	銀行への支払手数料合計(円)
入力明細	件		〇〇,〇〇〇	0	〇〇,〇〇〇	〇〇〇
うち、正常分	件		〇〇,〇〇〇	0		
うち、正常分、エラー分	件		0			

【振込明細】		通番	振込先コード1 振込先コード2	口座名(カナ) (漢字)	入力金額(円)	先方負担 手数料(円)	振込金額(円)	振込先口座	銀行への支払 手数料(円)	エラー /注意
		1		メモ (カ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇)	振込依頼人番号 〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇銀行 〇〇支店 普通 XXXXXX	〇〇〇	

総合振込精査表

20XX/XX/XX XX:XX:XX

株式会社〇〇〇〇

該当する振込を色付け

〇〇〇銀行

〇枚目/〇枚中

振込明細		通番	振込先コード1 振込先コード2	口座名(カナ) (漢字)	入力金額(円)	先方負担 手数料(円)	振込金額(円)	振込先口座	銀行への支払 手数料(円)	エラー /注意
		2		メモ (カ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇)	振込依頼人番号 〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇銀行 〇〇支店 普通 XXXXXX	〇〇〇	
		3		メモ (カ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇)	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇銀行 〇〇支店 普通 XXXXXX	〇〇〇	
		4		メモ (カ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇)	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇銀行 〇〇支店 普通 XXXXXX	〇〇〇	
		5		メモ (カ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇)	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇銀行 〇〇支店 普通 XXXXXX	〇〇〇	

<ATM の場合>

ご利用明細 ○△銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
300904	00000000	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0177	0000	0000
口座番号	0018***	
お取引金額	¥270,000*	

お取扱い できない場合	残高	
		¥384,269*
前額	37	おつり
216		
お振込先・お受取人	○△銀行 支店 当座 1234567 カ) 様	
ご依頼人	様	

金融機関の助成事業者名義の口座からの振込払いが必要

請求書等に記載されている振込先の名義と口座番号が一致していることが必要

キ 通帳 等

<普通預金の場合>

振込みを行った口座の通帳の表紙の写しも提出

社名と口座番号が明記されていること

繰越が行われて通帳が複数ある場合は、該当の表紙をコピー

株式会社 アスプラザ
代表取締役 明日 太郎 様

お繰越 29.4.3

店番 123 口座番号 123456789

総合口座通帳

○△銀行

普通預金 (兼お借入明細) 4

振込みが行われた頁のコピーは、振込手数料の行も含めて該当部分を示すこと

関係のない部分については、非表示にすることも可

28-312
28-323
28-410
28-425
28-5-1
28-928
28-928
28-1122
28-1210
28-1224
29-1224
29-1225
30-1-16 発注品 *300,000
30-1-16 振込手数料 *432
30-2-10
30-2-25
30-3-11
30-3-25
30-3-25

● 小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお取戻しできる予定の日を次のとおり振替欄に表示します。

表示 振替欄(○) 取立(○) (○)で表示されている日の午後 振込(○) 振替(○) 振込(○) 振替(○) 振込(○) 振替(○) 振込(○) 振替(○)

● 自動支払い、お振込金などの内容は振替欄または金額欄に、漢字またはカタ文字で表示します。

(お振込人名などをカチ表示する場合、一部省略または略記させていただきます。詳細は窓口へお問い合わせください。)

● 記号のご説明
K...入金
L...振替入金
O...支払い
R...振替支払い
T...後日振替分

< 当座預金の場合 >

当座勘定照合表

〒0000-0000

東京都 台東区 0000-0

株式会社000

様

0000銀行

お取引店名

(000)

電話

03-0000-0000

日付、支払金額が確認できること

(平成XX年X月X日から平成XX年X月X日まで)		店番00	口座番号00000000
取引年月日	摘要	お振込み人名またはお取引内容	手形 種類番号
XX 5 20	振込 為替手数料	カ)0000 フリコミテスウリョウ	¥00000 ¥0000
	振込 為替手数料	カ)0000 フリコミテスウリョウ	¥00000 ¥0000
	振込 為替手数料	カ)0000 フリコミテスウリョウ	¥00000 ¥0000
XX 5 25	振込 口座振替	カ)0000 カ)0000	¥00000 ¥00000
	振込 為替手数料	カ)0000 フリコミテスウリョウ	¥00000 ¥0000
XX 5 31	振込 口座振替	カ)0000 カ)0000	¥00000 ¥0000
合計			¥00000000

該当する振込を色付け

< 通帳、当座勘定照合表を発行しない金融機関を利用した場合 >

取引明細照会(普通預金)						000銀行	
支店名 000 口座番号XXXXXX 株式会社0000						作成日付 20XX/XX/XX 作成時刻 XX:XX:XX ページ数 1/1	
照会期間 20XX/X/X~20XX/X/X							
取引日	取引時刻	取引番号	お引出金額(円)	お預け入れ金額(円)	残高(円)	摘要	
20XX/XX/XX:XX:XX		1	00,000	00,000	0,000,000	振込 (カ) 0000	
20XX/XX/XX:XX:XX		1	000	00,000	0,000,000	振込手数料	
20XX/XX/XX:XX:XX		1	00,000	00,000	0,000,000	振込 0000 (カ)	
20XX/XX/XX:XX:XX		2	00,000	00,000	0,000,000	振込 (カ) 0000	
20XX/XX/XX:XX:XX		3	00,000	00,000	0,000,000	振込 0000 (カ)	
20XX/XX/XX:XX:XX		3	000	00,000	0,000,000	振込手数料	
20XX/XX/XX:XX:XX		4	00,000	00,000	0,000,000	振込 (カ) 0000	
20XX/XX/XX:XX:XX		4	00,000	00,000	0,000,000	振込 (カ) 0000	

依頼人、振込先、日時、金額が確認できること

ク 源泉徴収税に係る領収書

国税 収納金		資金 整理		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)		領 収 証 書	
平成 年度		税 務 署 名		税 務 署 番 号		税務署使用欄	
区 分		支 払 年 月 日		員 支 給 額 税 額		整 理 番 号	
俸 給 ・ 給 与 等		賞 与		日 雇 い 労 務 者 の		退 職 手 当 等	
税 理 士 等 の 報 酬		役 員 賞 与		確定年月日		不足税額	
国庫金		住所 (所在地)		(電話番号 XX-XXXX-XXXX)		超過税額	
		氏名		様御中		本 税	
		(名称)				延 滞 税	
		摘要				合 計 額	

日付、支払金額が確認できること

税務署または金融機関の領収印があること

印

(2) 受払簿

受払簿

品名： □□ねじ (MH-3)

【単位：本】

受払年月日	担当者	内容	受入数	使用数	残数	確認者
〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇	(有)××製作所から納品	100			××
〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇	試作1号機に使用		60	40	××
〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇	試作2号機に使用		40	0	××

残量や使用履歴が確認できること

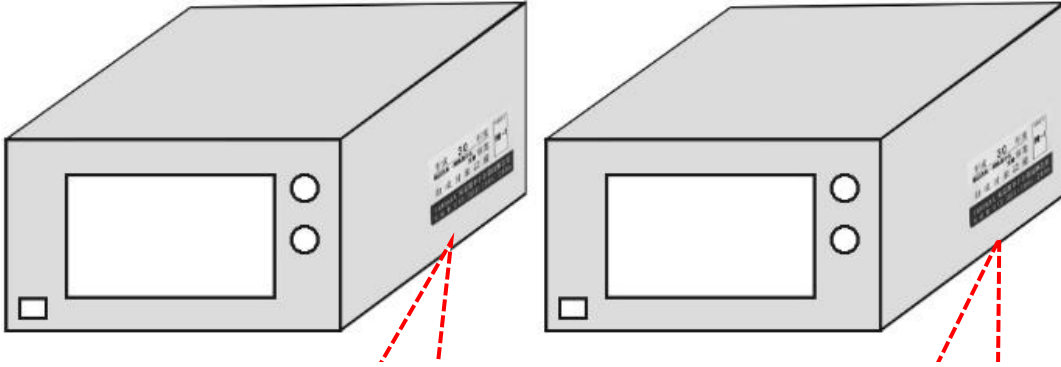
※使い切ることが原則

事業完了後の残数分は助成対象外

(3) 写真

<納品時>

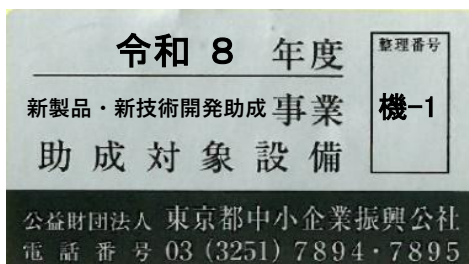
- 1 件あたりの単価が税抜 50 万円以上の場合



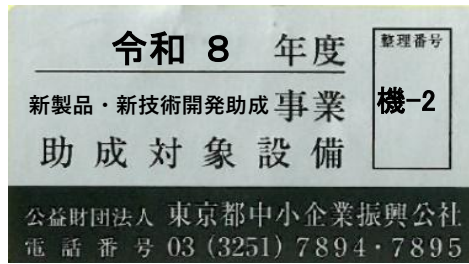
納品時に、購入品に公社ステッカーを貼付した写真

(新品であること、型番・数量等により適切に納品されていることが確認できるもの)

※直接貼付・記入がしにくい物品については、箱やケースに貼付して管理してください。

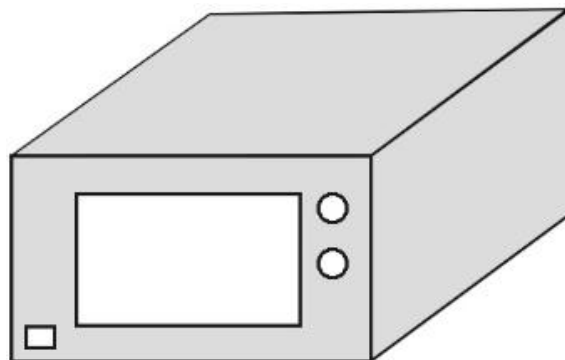


公社ステッカー1



公社ステッカー2

- 1 件あたりの単価が税抜 50 万円未満の場合



納品時の購入品の写真

(新品であること、型番・数量等により適切に納品されていることが確認できるもの)

(4) 委託契約書

委託契約書（例示）

〇〇〇〇工業株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇システム（以下「乙」という。）は開発ソフトウェアが組込まれた〇〇〇〇システム（製品）（以下「本システム」という。）の作成（製造）に関し、次の通り契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

(基本条項)

第1条 甲は、乙に対して甲の開発事業にかかる〇〇〇〇〇〇についての作成（製造）を委託し、乙はこれを受託する。

(作成 (製造) の指示)

第2条 乙は、本システム（製品）の作成（製造）を甲の交付する仕様書、および図面等に従って実施する。

(委託代金)

第3条 甲乙は、本システム（製品）の作成（製造）委託代金については、協議のうえ次のとおり決定する。

システム（製品）の内容	算 定 基 礎	金 額（円）
計		

(納入期日等)

第4条 乙は、甲の指示によって定められた納入期日までに本システム（製品）の作成（製造）を完了し、甲の指示する場所に納入する。

(製品検査等)

第5条 甲は、乙から本システム（製品）の作成（製造）を受領後、遅滞なくその内容を検査し、その内容が仕様書および図面等と異なるときは、受領を拒否することができる。

2 乙は、甲が本システム（製品）の作成（製造）受領を拒否したときは、乙がその費用をもって引取り、新たに作成（製造）し直すものとする。

3 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(瑕疵担保)

第6条 乙は甲に納品後、1年以内に本システムに組込まれたソフトウェアにバグ等の瑕疵が発見されたときは、乙の費用負担でこれを修正しなければならない。

所有権が助成事業者に帰属することが明記されていること

(所有権)

第7条 甲乙は、本システム（製品）の作成（製造）の所有権が甲に帰属することを確認する。

2 乙は、本システム（製品）の作成（製造）を甲に引き渡すまでの間、本システム（製品）の作成（製造）に係るものを善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、これらを第三者に対して譲渡、貸与、担保提供など、甲の所有権を侵害する一切の行為をしてはならない。

(保証)

第8条 乙は、甲に対し、本システム（組込まれたソフトウェアを含む）が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証する。

(知的財産権)

第9条 本システム内のソフトウェアの全ての著作権（著作権法第27条及び同法第28条の権利を含む）は、甲から乙への委託代金の完済により、乙から甲に移転するものとする。

但し、乙が従前から有していた、モジュール、ルーチン等に関する著作権は乙に留保されるものとする。

2 乙は本システム内のソフトウェアに関する著作者人格権を甲又は甲から著作権の譲渡を受けた第三者に対し行使しないものとする。

3 甲は本システムの複製、修正、販売、頒布、ライセンス、特許の取得等の権利を取得する。乙は、甲の権利を確実なものとするために最大の努力をするものとする。

4 本件契約に基づいて乙が本ソフトウェアの作成作業を行った際に、乙が発明したときは、特許を受ける権利または特許権は甲に帰属するものとする。ただし、甲、乙双方が協議、合意したときは、乙が当該権利を取得することができる。乙は甲の事前の承諾なく特許出願してはならない。

(委託代金支払)

第10条 甲は、本システム（製品）の作成（製造）の代金については、毎月 日までに乙の指定する金融機関の口座に対して払込むものとする。

又は

甲は、本システム（製品）の作成（製造）の代金については、第5条のシステム（製品）の作成（製造）を検査後乙の指定する金融機関の口座に対し払込をする。

(再委託の禁止)

第 11 条 乙は、本システム（製品）の作成（製造）を第三者に委託してはならない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、本件契約の履行を通じて知り得た甲のシステム（製品）内容の秘密に関する事項を外部に洩らしてはならない。ただし、公知となった情報については、この限りではない。

(報告書の提出)

第 13 条 乙は、本件契約に基づく本システム（製品）の作成（製造）を行った結果について、甲に対しその指示する期日までに、報告書を提出する。

(反社会的勢力との取引排除)

第 14 条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主・取引先等（以下、「関係者」という）が、反社会的勢力でないこと。
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
 - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 甲及び乙は、前項に関して相手方が行う調査に協力するものとする。
- 3 第 16 条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとする。

(協 議)

第 15 条 本件契約に基づく本システム（製品）の作成（製造）を行うにあたり、甲乙当事者間で紛争が生じた場合、若しくは本契約に疑義が生じた場合は、すみやかに協議する。

(解 除)

第 16 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる

3 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、当該相手方に対し損害賠償に対して協議するものとする。

(契約期間)

第 18 条 本件契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(残存義務)

第 19 条 乙は、本契約の期間満了後または契約解除後においても、本契約において規定する秘密保持に関する条項は有効に存続し、その義務を負うものとする。

(合意管轄)

第 20 条 本契約から争いが生じた場合は、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本契約書 通を作成し、各自記名捺印のうえ各 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲〔所在地〕

〇〇〇〇工業株式会社

代表取締役 甲 野 太 朗 実印

乙〔所在地〕

株式会社〇〇〇〇〇システム

代表取締役 乙 野 和 夫 実印

(5) 技術関係書類

ア 製品仕様書

作成例

(株) ○○○○○△△△△△△△

製品仕様書

仕様書番号

DOC 2020000003

制定日 ●年 ●月 ●日

製品名 OPU-A005 製品開発仕様書

型番 OPU-A005

1. 適用

本仕様書はDVDプレーや及びDVD-ROMに搭載するDVD及びCD再生用光学ピックアップ ○○に適用する。
本製品はRoHS指令に適合したモデルである。

2. 製品仕様

仕様項目名称			従来品		開発品		備考
区 分			DVD	CD	DVD	CD	
基本性能	対物レンズ	開口数 (NA)	0.6	0.47	0.6	0.47	①仕様は開発品として必要な全項目を記載し仕様範囲を明確に示すように記載。 ②達成目標に掲げた仕様も織込むこと。 ③仕様書は従来品・開発を併記し新旧比較できるのが望ましい。 ※達成目標が4つだからと仕様書を複数に分け
		作動距離 (WD)	1.67mm	1.30mm	1.67mm	1.30mm	
	レーザーダイオード	波長	650nm typ	790nm (typ)	650nm typ	790nm (typ)	
		光出力	7mW	7mW	7mW	7mW	
		動作電流	35mA (typ)	35mA (typ)	35mA (typ)	35mA (typ)	
	90mA (最大)		90mA (最大)	90mA (最大)	90mA (最大)		
	フォーカス検出方式		非点収差方式	非点収差方式	非点収差方式	非点収差方式	
	トラッキング検出方式		位相差方式 (DPD)	3点検出方式	位相差方式 (DPD)	3点検出方式	
	フォトダイオード	電源電圧	4.5V~5.5V		4.5V~5.5V	4.5V~5.5V	
		基準電圧	2.1V±0.1V		2.1V±0.1V	2.1V±0.1V	
切替電圧		0.7V以下	3.5V以下	0.7V以下	3.5V以下		
光学シャシ材質			ZDC (亜鉛ダイカスト)		高熱伝導性PPS		機能目標2
軸受け摺動性			初期静摩擦係数 0.05N以下 200万往復摺動後0.15N以下		初期静摩擦係数 0.03N以下 200万往復摺動後0.1N以下		性能目標2
温度上昇 (LDラジ)			5℃以下		10℃以下		機能目標2
サイズ			W 38.0 X L 52.0 X H 19.5 以下		W 38.0 X L 52.0 X H 18.0 以下		性能目標1
質量			25g (設計値 : 23.5g)		16g以下 (設計値 : 15g)		性能目標1
出力信号特性	FESフォーカス	S字レベル	1±0.3 [V]	0.7±0.3 [V]	1±0.3 [V]	0.7±0.3 [V]	
		バランス	15%以下	20%以下	15%以下	20%以下	
	TESトラッキング	検出範囲	6μm (設計値)	6μm (設計値)	6μm (設計値)	6μm (設計値)	
		TEレベル	400±400 [mVP-P]	400±400 [mVP-P]	400±400 [mVP-P]	400±400 [mVP-P]	
	中心ずれ	—	±35%	—	±35%		
		HFレベル	880±200mVP-P	1000±250mVP-P	880±200mVP-P	1000±250mVP-P	
	RFレベル	1600±400mVP-P	1800±450mVP-P	1600±400mVP-P	1800±450mVP-P		
		光量アンバランス (-10~60℃)	25 (30) %以下	30 (35) %以下	25 (30) %以下	30 (35) %以下	機能目標1、性能目標3
	ジッター量 (-10~60℃)		10.5 (12) %以下	26 (32) ns以下	10.5 (12) %以下	26 (32) ns以下	機能目標1、性能目標3
	区 分			フォーカス	トラッキング	フォーカス	トラッキング
アクチュエータ	ストローク		±1mm以上	±0.7mm以上	±1mm以上	±0.7mm以上	
	共振周波数 (f0)		60±6Hz	61±6Hz	62±6Hz	63±6Hz	
	共振ピーク量 (f0 peak)		16dB以下	16dB以下	16dB以下	16dB以下	
	インダクタ抵抗		〇〇±2 Ω	〇〇±2 Ω	△△±2 Ω	〇〇±2 Ω	
	加速感度		2.5±0.5 G/A	2.0±0.4 G/A	2.6±0.5 G/A	2.0±0.4 G/A	
	位相遅れ		200° 以下	200° 以下	2.6±0.5 G/A	200° 以下	
	インダクタ電流		220mA rms	220mA rms	220mA rms	220mA rms	

機能目標 1 :

薄型・軽量OPUでDVD/CD メディア読取対応のこと。

機能目標 2 :

光学シャシは樹脂製とし、放熱性・摺動性に優れること。

機能目標 3 :

-10~60℃ 動作で正常動作すること

性能目標 1 :

OPU高さ18mm以下、質量16g以下 を満たすこと。

性能目標 2 :

温度上昇は10℃以下 (LDラジ)、200万往復後静摩擦力0.1N以下

性能目標 3 :

光量アンバランスは DVD 25%以下、CD 30%以下

3. 外形図

W 38.0 X L 52.0 X H 18.0 以下 (H18mm: WD含む)

質量 16g 以下 (15g typ)

コネクタ : 24極 0.5mmピッチ FPC/FFCコネクタ (推奨寸法別紙)

4. 使用環境、信頼性評価

性能保証温度 : -10℃~+60℃

動作温度 : -20℃~+70℃

保存温度 : -40℃~+80℃

高温高湿保存 : 40℃、90%

単体衝撃試験 : 500G・2ms、XYZ 3方向 (±6回)

単体振動試験 : 2.4G・10~70Hz、直線スイープ (往復5分)

30分間印加、XYZ 3方向 (3回、90分)

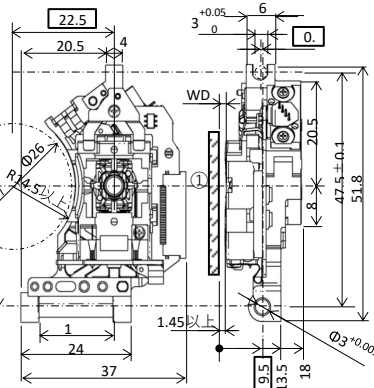
5. 機能説明

LD : 光源 半導体レーザー

WD : 作動距離 ディスクと対物レンズの間隔 (設計値)

フォーカス : ディスク盤面方向 (+方向: ディスク面に近づく方向)

トラッキング : ディスク法線方向 (+方向: ディスク外周方向)



①無記号寸法公差 : ±0.3

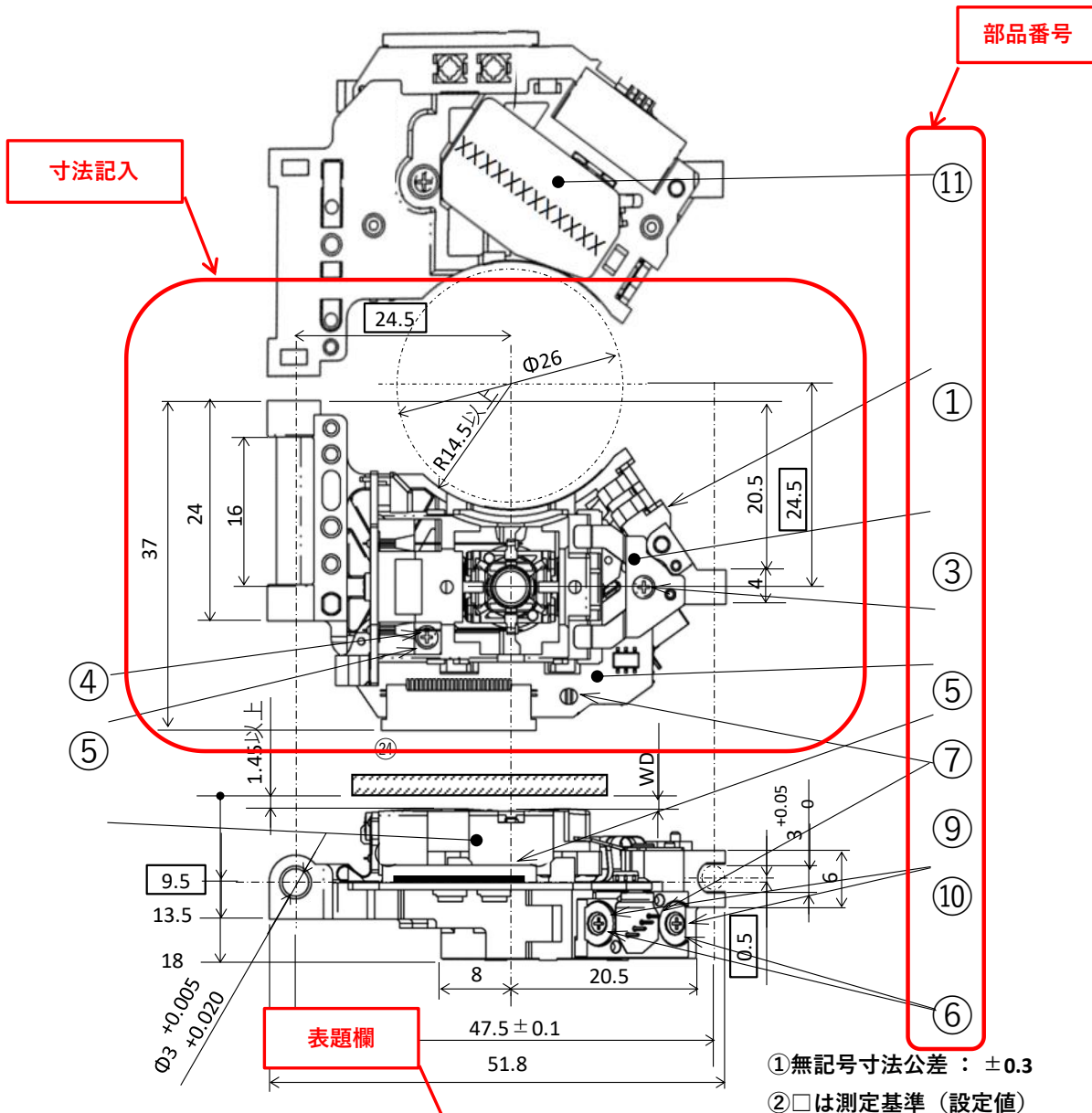
②□は測定基準 (設定値)

コネクタターミナル配置表

PIN No.	PIN name	機能区分	Functional unit
1	GND-LD	レーザー部	Laser diode
2	DVD-LD		
3	(N.C.)		
4	HFM		
5	MD		
6	CD-LD	受光素子部	Photo detector
7	VR-DVD		
8	VR-CD		
9	(N.C.)		
10	E		
11	Vcc		
12	Vs(Vref)		
13	GND-PD		
14	F		
15	B/b		
16	A/a		
17	RF	アクチュエータ	Actuator
18	CD/DVD SW		
19	D/d		
20	C/c		
21	T-		
22	T+		
23	F+		
24	F-		

イ 製品組立図

番号	名 称	材質	数量	質量	備考
1	OPT Assy	Assy	1	6.5	委-1~10
2	Ac t Assy	Assy	1	5.5	
3	Ac t 押さえばね A	Spring	1	0.32	委-11
4	Ac t 押さえばね B	Spring	1	0.16	委-12
5	M1.7×3 バインド	Screw	2	0.064	材-1
6	M1.7×6 バインド	Screw	2	0.096	材-2
7	PWB Assy	Assy	1	1.85	委-13
8	〇〇接着剤	Adhesive	0.2	0.2	材-3
9	△△接着剤	Adhesive	0.2	0.2	材-4
10	糸半田M35 φ0.5	Solder	0.1	0.1	材-5
11	製番ラベル 5.5*11	Label	1	0.01	



6					縮尺	承認	審査	作成	名称	OPU-A005
5					2:1					
4										
3										
2					株式会社 ○○○○○				図番	A0000007
1	年月日	承認	審査	担当						
変更履歴										

ウ 試験報告書

試験報告書作成の手引き

企業様で制定フォーマットがあればその書式で可です。

題目 : ○○○○○○○○○○ 試験報告書

報告書番号 : 19-001

日付 : 20XX. MM. DD

会社名 : (株) △△△

作成者 : ◇◇◇◇

(1) 目的

試験を行う目的について記載してください。

例 最終試作品が完成したので工具の質量評価を行い開発目的とする片手で扱える質量800gを満足するかの評価及び市販工具も同時に測定し市販品との比較評価を行う。 . . . 等

(2) 方法

試料及び試験方法 等について記載してください

例 試料の来歴と台数
使用する測定器について記入
デジタル秤 (メーカー、型番、最大○○kg) により質量評価を行う。 . . . 等

(3) 結果

得られた結果について記載してください。

まとめを要約し簡単な図や表で結果を示すこと。

例 試料と測定結果を記入、結果をまとめる
グラフ、図、写真、表 のまとめ等は次紙へ記載。

測定値表示写真を添付すること

・測定値裏付けのため

・測定機を使用したことの証明用

(4) 考察

得られた結果について分析を行いその結果について記載してください。

例 何故仕様を大幅に達成することが原因 とか、余裕が無ければなぜなのか、未達成であればなぜなのか、今後どのように対策するのか。

(5) 結論

目標に対しどうだったのか、今後どうするかを結論を記載してください。

例 仕様を満足したかどうか、従来品や他社製に比較してどうなのか。

(6) 協力機関、参考文献 等

協力機関がある場合に記載してください。

例 東京都立産業技術研究センター

① 報告書は評価項目1つずつ作成する (他人が見て理解しやすい。) 評価を外部に委託した場合もその結果をもとに報告書にまとめること。

② 試料は試作来歴分かるようにする。

③ 題目、目的、方法、結果 (試料来歴記入)、考察、結論、参考文献、協力者・分析機関 等の記載を標準とし、不要な項目を削除するスタイルが望ましいと思います。

④ 評価報告書のまとめは (表紙) A4 1~2枚 にまとめる。 それ以降に測定値や結果のまとめ (図・グラフ・表・写真など) を記載する。

⑤ 得られたデータは 図・グラフにすること。 アンケートもグラフにすること。 図・グラフ・表・写真 は並べたままにせずそこから得られる 結果・見解 を記載すること。

⑥ ページを記載すること。

ページ番号があると、引用や
テレビ会議で便利です。

作成例

試験方法、組合せ部品、工法 等の詳細

報告書番号 : 20-001

題目 : OPU-A005 信頼性試験報告書

日付 : 20XX.MM.DD

(公財) 東京都中小企業振興公社

助成課 ○○

(1) 目的

なお新機種はコスト低減と軽量化を目的に光学シャーシ（フレーム筐体のこと）を従来のZDC（亜鉛ダイカスト）からPPS樹脂に変更を計画している。候補品をA社・B社に絞り込んだので新規開発機種OPU-005に搭載して環境試験を行い従来機種同等の信頼性が確保されているの比較評価試験を行う。

(2) 方法

①試料の組み立ては量産工程で組み上げを行った。評価条件と試料数を以下に示す。

	温度特性試験	85℃保存	-40℃放置	60℃/95%放置	-40/85℃熱衝撃
PPS樹脂A社・B社/従来ZDC	5/5/5台	5/5/5台	5/5/5台	5/5/5台	5/5/5台
試験機関	環境放置は社内				外部委託

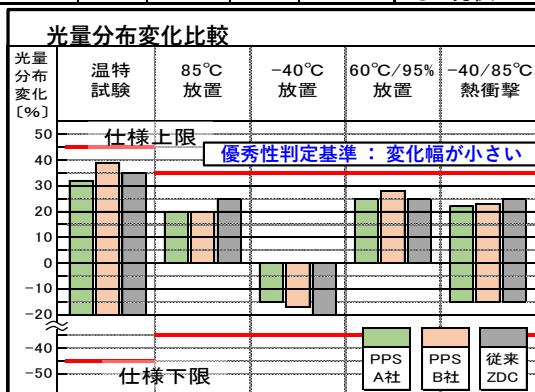
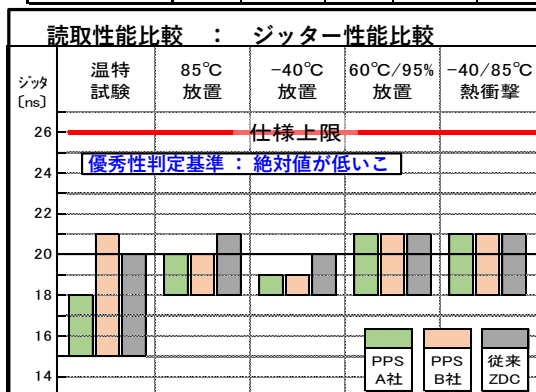
②初期・中間・最終をOPU評価装置で性能評価を行う。評価項目は別紙製品仕様書信頼性試験項目とする。

③部品、工法の詳細は次紙に示す。

(3) 結果

①評価結果の詳細は次紙以降に示すが、2大重要性能 ジッター絶対値と光量分布変化を以下抜粋し示す。

項目	温度特性試験		85℃保存		-40℃放置		60℃/95%放置		-40/85℃熱衝撃		総合評価
	ジッター	光量分布変化	ジッター	光量分布変化	ジッター	光量分布変化	ジッター	光量分布変化	ジッター	光量分布変化	
仕様	26以下	±45%	26以下	±35%	26以下	±35%	26以下	±35%	26以下	±35%	
PPS樹脂A社	15~18	-20~-32%	18~20	0~20%	18~18	0~-15%	18~21	0~25%	18~21	-15~-22%	○○ 改善
PPS樹脂B社	15~21	-20~-39%	18~20	0~20%	18~19	0~-17%	18~21	0~28%	18~21	-15~-23%	△ 一部劣る
従来ZDC	15~20	-20~-35%	18~21	0~25%	18~20	0~-20%	18~21	0~25%	18~21	-15~-25%	○ 現状



②3種ともにすべての評価試験で仕様を満たせることが確認できた。

③樹脂化により環境試験信頼性性能の改善傾向を確認でき、A社品は最良性能確認できた。

(4) 考察

①ZDCは材料特性上クリープ特性をもつため高温放置や熱衝撃試験で変形が進行しミラーの傾きが変化し特性が変わったものと推定される。

②PPS樹脂A社品はB社品に対し配合材料特性上熱膨張係数が○○%小さいため温度特性や高温高湿放置試験で優秀に寄与できたものと推定される。

(5) 結論

①以上の結果よりPPS樹脂A社品は現状ZDCより信頼性特性に優れることが確認できたので本品を本採用に向けてさらに検討を進める。

②振動試験、衝撃試験、落下試験、接着強度試験 等機械的強度試験を実施する。

③導電性に優れる樹脂を採用したが金属に対し熱伝導性が1/10程度と劣るため温度上昇試験を行う。

熱伝導率比較 ①ZDC: 110W/mK (現状品) ②高伝導PPS: 15W/mK (A社製PPS) ③一般PPS: 0.3W/mK

線膨張係数比較 ①ZDC: 4.0x10⁻⁵/℃ ②PPS: 4.9x10⁻⁵/℃ ③PPS: 4x10⁻⁵/℃

(6) 協力機関、参考文献 等

①熱衝撃試験は東京都立産業技術研究センターへ試料を送付し環境試験放置を依頼した。性能評価は当社へ試料を回収し性能評価を行った。

プロセス検討の例

〇〇〇超平滑研磨方法 試験報告書 (すべて架空の内容です)

報告書番号 : 21-0041
日付 : 20XX.XX.MM.DD.
会社名 : (株) △△△
担当者 : ◇◇◇◇

(1) 目的

試験を行う目的について記載してください。

例：アルミ合金表面の表面を平滑にCMPで研磨する方法を検討する。目標は、Ra=2.5nm以下が見込

(2) 方法

試料及び試験方法等について記載してください。

例：アルミ合金はA5052系統のφ125mmの円盤状の素材を用い、自社が所有する研磨装置で研磨加工した。加工前の素材は、○×精工(株)の精密旋盤で両面をRa=300 nmに準鏡面加工した。粗さ測定は、産技研に依頼してAFMで測定を行った。Raは20μm角エリアのAFM処理値を用いた。

(3) 結果

まとめを要約し簡単な図や表で結果を示すこと。

例：試料と測定結果を記入、結果をまとめる。
グラフ、図、写真、表 のまとめ等は次紙記載でも良い。

検討結果のまとめ 1

加工液の種類	加工圧力	加工時間(秒)	Ra(nm)	価格(¥/kg)
Aスラリー (○社)	100kg	300	12.0	550
ABスラリー (○社)	100kg	300	8.0	1250
ACスラリー (○社)	100kg	300	4.0	1100
DミラーP (△社)	100kg	300	4.5	900

検討結果のまとめ 2

加工液の種類	加工圧力	加工時間(秒)	Ra(nm)	加工液量(mL)
AC (○社)	100kg	300	4.0	450
	70kg	600	2.8	900
D (△社)	100kg	300	4.5	600
	70kg	600	2.6	1200

AFM像

加工装置と実験中の写真と、AC (○社) とD (△社) の70kg・600秒との加工後のAFM像を次のページに添付する。

装置や測定画面写真を添付すること
・測定値や検討実施の裏付けのため

(4) 考察

得られた結果について分析を行いその結果について記載してください。

例：4種類のスラリーと加工圧力・加工時間の検討を行い、Ra=3.0を達成することができる組合せを見出した。圧力を下げて時間を長くする方向で粗さが向上する。しかし、加工時間が伸びて加工液消費量も増加するのでコストも増加する。多段加工で実用プロセスを構築する必要があると考える。

(5) 結論

技術検討項目に対しどうだったのか、今後どうするか結論を記載してください。

例：○社のACスラリーと△社のDスラリーでRa=3nmを達成する見込みがあることが分かり、加工プロセス改善の方向性を確認することができた。

(6) 協力機関、参考文献 等

協力機関がある場合に記載してください。

例：東京都立産業技術研究センター

サービス検討の例

手のひら採寸サービス提供手法の開発 試験報告書 (架空の内容です)

報告書番号 : 21-0041
日付 : 20XX. MM. DD
会社名 : (株) △△△
担当者 : ◇◇◇◇

(1) 目的

試験を行う目的について記載してください。

例：スポーツ用手袋の通販では、手のひらサイズの寸法測定の精度がネックになっているので、スマホ

(2) 方法

サービス提供手法について探索・調査・試行した内容について記載してください。

例：〇〇大学の△△教授は、スマホを用いた計測技術に関して多くの知見を有しておられるので検討を委託し、4回の指導を受けた。△△教授の助言等から良いと思われる手形投影方法を自社の社員と家族の20人を対象に試行して十分な精度が得られることを確認した。

(3) 結果

まとめを要約し簡単な図や表で結果を示すこと。

例：スマホで手のひらを撮影し、AIを用いた処理を実施する基本的な検討を実施した。下の表にその結果をまとめる。

検討結果のまとめ

評価項目	男性		女性	
	左手	右手	左手	右手
手囲いサイズの精度(%)	±6	±4	±4	±6
親指長さの精度(%)	±5	±6	±5	±5
人差し指長さの精度(%)	±6	±6	±6	±6
中指長さの精度(%)	±8	±7	±8	±9
薬指長さの精度(%)	±10	±11	±12	±15
人数(人)	11		9	

計測作業のフローと社内での測定の様子と測定に用いた簡易アプリのスクリーンショットを別紙に添付する。

測定の様子や測定値表示写真を添付すること
・検討実施状況や測定値の確認のため

(4) 考察

得られた結果について分析を行いその結果について記載してください。

例：最も精度にこだわった手囲いと人差し指親指の長さ測定は、期待以上の精度となった。他の指も、平面撮影の時の開き方等の検討を適正化すると、精度向上が望める。一方、4～5%以上の精度を得ることができなかったため、その領域に達するには本質的な精度向上を狙える大幅な方式変更が必要とわかった。

(5) 結論

技術検討項目に対しどうだったのか、今後どうするか結論を記載してください。

例：スマホを使って撮影する手形投影手法で、手のひら各部のサイズを±5%程度の精度で測定できることが実証できた。これを発展させて特注スポーツ手袋の事業を構築してゆけると考える。

(6) 協力機関、参考文献 等

協力機関がある場合に記載してください。

例：〇〇大学 生活科学研究科 △△教授

悪い例です

項目は埋められていますが 内容不十分な試験報告書例です。

題目 : ○○○○○○○○○○ 試験報告書

報告書番号 : 19-001
日付 : 20XX. MM. DD
会社名 : (株) △△△
作成者 : ◇◇◇◇

記載が全く無い、不十分なものが散見された

(1) 目的

- 例-1 下水道管を耐震化するにあたり、あらゆる作業者車両で作業できることを目的とする。
例-2 免振建築物の安全性に関して平成○年国土交通省告示○○号の方法に従い免振層に関する構造計算を行い規定値に収まることを確認する。

(2) 方法

- 例-1 実際に使用した○○を使用して実験を行う。
例-2 ○○(株)ソフトウェア△△により計算を行う。

記載不十分

- ・ 試料の経歴が不明瞭
 - ・ 評価方法/器具/装置の記載ない。
- 書ききれない場合は次紙へ詳細

(3) 結果

- 例-1 ○○調節機構をつけた結果、最大圧力を○○Mpaまで上昇させることができた。
また、油圧ユニットの高さも△△mmとなり作業車両の制限をすることもなくなった。
例-2 計算結果を次ページに示す。

記載不十分

例-1

- ・ 得られた結果の要点がまとめられていない。
- ・ 評価結果を示すデータ・資料等参照先不明

例-2

(4) 考察

- 例-1 製作会社（(株) ???）との連携により、装置の機能および形状を決定することができた。
例-2 計算の結果、以下に示す規定値を満足することが分かった。
- ・ 免振層のAAAA値=○○ $\geq$ 1
 - ・ 免振層のCCCC値=○○ $\geq$ 1
 - ・ 免振層のb b b b値=○○ $\geq$ 0.1
 - ・ 免振層のdddd値=○○ $\geq$ 1

記載不十分

得られた結果に対しなぜそのような結果になったかなど論ぜられていない

(5) 結論

- 例-1 △△を○○Mpaまで上昇させることで作業時間を減少でき進捗率をあげることができた。
例-2 告示規定をすべて満足することを確認した。

(6) 協力機関、参考文献 等

- 例-2 ○○(株)

記載不十分

得られた結果からどのようにするのか不明。

(5) 記入例：実績報告書（付表2）

様式 7-1 号（付表 2）技術活性化助成事業

助成対象資産表（成果物・試作品及び 50 万円以上購入物一覧表）

成 果 物 ・ 試 作 品 名 称	個 数	取得価格	ステッカー 整理番号	備 考
〇〇試験報告書	1	200 万円		
〇〇製造機試作品	1	300 万円	委一 1	
・ 成果物・試作品（金額に関わらず必須）を記入してください。 ・ 1 契約あたり税抜 50 万円以上の成果物（試験・評価レポート等は除く）には<u>公社配布のステッカー</u>を貼付した写真を添付してください。 ・ 「ステッカー整理番号」は公社配布のステッカーに記入した番号と合わせてください。				
		万円		
		万円		

50 万円以上購入物		取 得 年 月	取得数	取得 価 格	ステッカー 整理番号	備 考
有 形 固 定 資 産	〇〇装置	年 月 日		50 万円	機一 1	
	・ 1 契約あたり税抜 50 万円以上の購入物を記入してください。 ・ 1 契約あたり税抜 50 万円以上の購入物には<u>公社配布のステッカー</u>を貼付した写真を添付してください。 ・ 「ステッカー整理番号」は公社配布のステッカーに記入した番号と合わせてください。					
		年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア	年 月 日		万円		
	特許権	年 月 日		万円		
	実用新案権	年 月 日		万円		
	意匠権	年 月 日		万円		
	商標権	年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		
		年 月 日		万円		

【J グランツ利用マニュアル】

※事業実施中から支出までの公社への各種申請は全てJグランツにて行います。

I J グランツ共通操作

1 手続きの表示・選択

手順1 Jグランツのホームページにアクセスします。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

手順2 TOP画面右上の「ログイン」ボタンをクリックします。

このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

Jグランツ

補助金を探す

申請の流れ

よくあるご質問

API

ログイン

手順3 ログイン画面の「GビズIDでログインする」ボタンをクリックします。

ログイン

Jグランツから補助金の申請を行うにはGビズIDの取得が必要です。あらかじめご用意をお願いします。

- GビズIDとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請頂く際にご利用いただけるログインアカウントです。
- Jグランツ利用可能なGビズIDの種別 [詳細を見る](#)

GビズIDプライム（法人等の代表者アカウント）

GビズIDメンバー（組織の従業員用アカウントとしてプライムが許可したアカウント）

GビズIDでログインする GビズIDを取得する

FAQチャット

手順4 アカウントID、パスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

●●@●●.co.jp

パスワード / Password

ログイン / Login

手順5 認証方法を選択し、ログインを行います。

アプリ認証を行う
※スマホアプリに通知

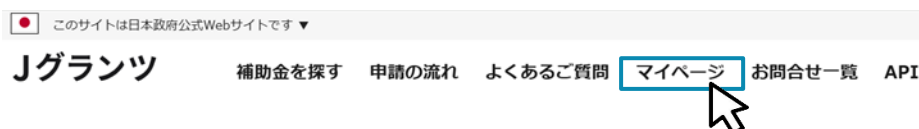
メールワンタイムパスワード認証を行う
※メールアドレスに通知

ログイン中止

手順6 ログインが完了するとホーム画面が表示されます。



手順7 画面上部の「マイページ」をクリックします。



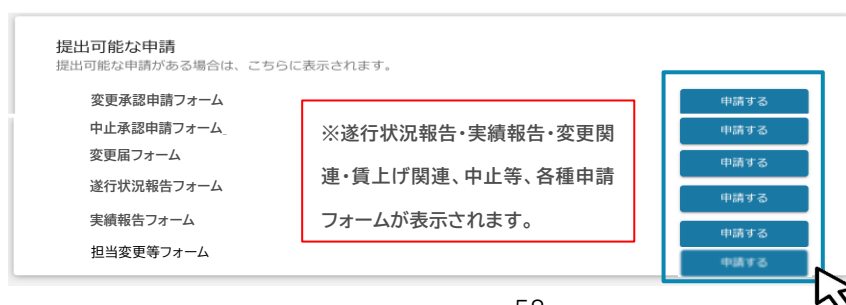
手順8 検索キーワードに「助成対象商品名」を入力・検索し、申請履歴に表示された「事業名＝助成対象商品名」をクリックします。



手順9 表示された「事業の詳細」画面を下にスクロールすると、申請可能な各手続きが表示されます。



手順10 該当する項目の「申請する」をクリックし、手続きを開始します。各手続きの方法は、次ページ以降を参照してください。



2 一時保存データの編集方法

手順1 画面上部の「マイページ」をクリックします。



手順2 ページ下部「申請履歴」に一時保存・申請した事業の一覧が表示されますので、「事業名」(助成対象商品名)をクリックします。
※ 事業名①に「助成対象商品名」、または補助金名②に「新製品」を入力し、「検索」をクリックすることで絞り込みができます。

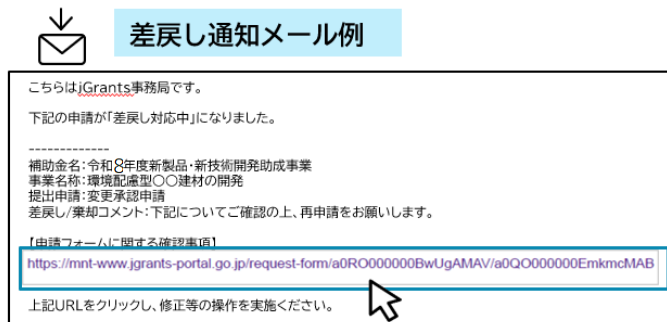
手順3 一時保存したデータは③申請状況に「下書き中」と表示されます。
「手続き名」をクリックすると、再編集ができます。

申請後は、④申請状況に「申請済み」、申請完了日時が表示されます。

3 差戻し時の対応方法

手順1 差戻しがあった場合は、Jグランツから、「担当者メールアドレス」欄記載のアドレスにメールが届きます。

手順2 メール内のURLをクリックします。



手順3 申請画面が表示されますので、差戻しコメントを確認します。修正後、「申請する」をクリックし、再申請をします。



4 通知内容の確認方法

手順1 事務局より通知があった場合、Jグランツから、「担当者メールアドレス」欄記載のアドレスにメールが届きます。

手順2 メール内のURLをクリックします。

手順3 表示された「事業の詳細」画面にて、通知文書(文面)の①「文面表示」をクリックし、通知内容を確認します。
通知文書に添付ファイルがある場合は②に表示されますので、ダウンロードしてください。



Ⅱ 事業実施中の手続き手順

手続き ▶ 1 変更承認申請

- ✓ 事業計画の変更を検討されている場合は、**必ず事前に公社担当者に連絡・相談**の上、下記手続きを行ってください。

手順1 公社ホームページにて、指定様式【変更承認申請書.xlsx】をダウンロードします。

> 検索「公社 新製品 様式集」

→ <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/yoshiki/index.html>

手順2 変更後の事業内容を記入します。

手順3 jGrantsのマイページ「事業の詳細画面」にて「変更承認申請フォーム」の「申請する」をクリックします。

申請

様式第4-3-1号(第9条関係)

公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 殿

令和8年度新製品・新技術開発助成事業 変更承認申請書

✓ 事業者情報は、GビズID等の情報が自動転記され、当フォームでの編集はできません。編集の必要がある場合は「Gビズサイト」にて変更を行った上で、jGrantsにより、当助成事業にて必要な届出・連絡を行ってください。

事業者情報

法人番号/事業名識別番号

法人名/欄1

変更承認申請後

- ・ 公社にて申請内容を確認した後、審査を経て、jGrants より承認を通知します。
- ・ 申請に不備や不足等があった場合は差戻しを行いますので、案内に従って再申請等を行ってください。
- ・ **公社の承認を得ずに行った契約は助成対象外となります**のでご注意ください。

手続き ▶ 2 中止承認申請

- ✓ **助成事業**または**賃金引上げ計画**の中止を検討されている場合は、必ず事前に公社担当者に連絡・相談の上、該当の「中止申請承認フォーム」から手続きを行ってください。
※ここでは助成事業の中止を例に取り上げております。

手順1 Jグランツのマイページ「事業の詳細画面」にて「中止承認申請フォーム」の「申請する」をクリックします。

手順2 中止の理由②を具体的に記入し、「申請する」をクリックします。

- ✓ 事業者情報①は、GビズID等の情報が自動転記され、当フォームでの編集はできません。編集の必要がある場合は「Gビズサイト」にて変更を行った上で、Jグランツにより、当助成事業にて必要な届出・連絡を行ってください。

申請

様式第4-3-2号(第9条関係)
公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 殿

令和8年度中小企業技術活性化助成事業中止（廃止）申請書

①
事業者情報

3 中止（廃止）の理由 ②

例1：○○年○月○日付で「委託先の□□□□への委託を中止し事業続行不可のため」
例2：○○認証取得予定であったが、●●により全てキャンセルし、助成事業を実施しなくなったため

申請する 一時保存する



中止承認
申請後

公社にて申請内容を確認した後、審査を経て、Jグランツにより承認を通知します。

不備や不足等があった場合は、差戻しを行いますので、案内に従って再申請等を行ってください。

手続き ▶ 3 変更届

- ✓ 事業者情報(法人名・本店所在地・都内支店所在地・法人代表者)の変更を行った場合は、必ず事前に公社担当者へ連絡の上、下記手続きを行ってください。

① 法人名・本店所在地を変更したとき

手順1 GビズIDのマイページにて「プロフィール変更」をクリック、表示された「法人名」「所在地」を編集・変更してください。

基本情報/アカウント利用者情報 変更

マイページTOP 変更するアカウント情報を入力してください。

このアカウントの管理

アカウント情報

プロフィール変更

パスワード変更

メールアドレス変更

SMS受信用電話番号変更

アプリ認証設定・変更

メールワンタイムパスワード
認証設定

有効期限の確認・更新

アカウント検索・引継ぎ

アカウントID
(メールアドレス)

事業形態

個人事業主

基本情報

法人名/番号

手順2 Jグランツのマイページ「事業の詳細画面」にて「変更届」の「申請する」をクリックします。

手順3 表示されたフォームにて変更理由①・変更事項②を記入、添付欄③に登記簿謄本をアップロードし、「申請する」をクリックします。

申請

様式第4-4号(第9条関係)

公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 殿

令和8年度中小企業技術活性化助成事業 変更届

届出内容

3 変更の理由

必須 変更の理由 ① 例：本店所在地を移転したため

4 変更事項

必須 (1) 変更前 例：本店所在地 ○○区○-○-○

② 0 / 500

必須 (2) 変更後 例：本店所在地 □△市××町○

0 / 500

5 添付書類

(1)名称、所在地、代表者名の変更の場合
登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1通(発行後3カ月以内) ③

登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 変更後の登記簿謄本をアップロードしてください。 ファイルを選択

申請する 一時保存する

② 都内登記の支店所在地の変更をしたとき

※本店所在地が都外の場合のみ、届出が必要となります。

Jグランツマイページ「事業の詳細画面」にて「変更届フォーム」の「申請する」をクリックします。

表示されたフォームにて変更の理由・変更事項を記入、変更後の登記簿謄本を添付し、「申請する」をクリックします。

③ 代表者の変更をしたとき

- 手順1 新代表者のGビズIDプライムを新たに取得します。
※GビズIDのHP(⇒<https://gbiz-id.go.jp/top/>)にて、取得方法を確認してください。取得には印鑑登録証明書が必要となります。
- ※取得完了後、新代表者のGビズID「マイページ」にて同一法人番号のアカウント情報(メンバーアカウント等)の承継が可能です。
- 手順2 新代表者の「Jグランツマイページ」事業の詳細画面にて「変更届フォーム」の「申請する」をクリックします。
※同一の法人番号であれば、新代表者のGビズIDで「Jグランツ」にログインすると、自動でこれまでの申請内容も閲覧可能となります。
- 手順3 表示されたフォームの事業者情報①に、新代表者の氏名が記載されていることを確認してください。
- 手順4 変更の理由②、変更事項③を記入し、添付書類欄④に変更後の登記簿謄本をアップロードし、「申請する」をクリックします。

申請

様式第4-4号(第9条関係)

公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 殿

令和8年度中小企業技術活性化助成事業 変更届

事業者情報

① ※新代表者姓 ※新代表者名

届出内容

3 変更の理由

② 例：**年**月**日に行った取締役会において、前代表取締役の辞任及び現代表取締役の選任が決議されたため

4 変更事項

③ (1) 変更前 例：旧 代表取締役 ☆☆ ☆☆

(2) 変更後 例：新 代表取締役 ○○ ○○

5 添付書類

(1) 名称、所在地、代表者名の変更の場合
④ 本(履歴事項全部証明書) 1通(発行後3カ月以内)

登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 変更後の登記簿謄本をアップロードしてください。 ファイルを選択

申請する 一時保存する

変更届
申請後

公社事務局にて届出内容を確認し、受理した際は、Jグランツによる通知にて連絡します。

不備や不足等があった場合は差戻しを行いますので、案内に従って再申請等を行ってください。

手続き ▶ 4 担当変更等連絡

- ✓ 連絡先住所・電話番号・メールアドレス・連絡担当者を変更した場合は、必ず事前に公社担当者に連絡の上、下記手続きを行ってください。

連絡先住所・電話番号・メールアドレス・連絡担当者の変更をしたとき

手順1 jGrantsのマイページ「事業の詳細画面」にて「担当者変更等フォーム」の「申請する」をクリックします。

手順2 表示されたフォームの「(1)担当者連絡先の変更」欄にて、

【変更前】①に変更前情報を記入、

【変更後】②に変更後情報が記載されていることを確認し、「申請」をクリックします。

- ✓ 担当者メールアドレス欄は、当助成事業において行った最新の手続きにおける情報が反映されますので、必ず記載のメールアドレスを確認し、必要に応じて修正を行ってください。

※ 変更後の担当者のGbizIDメンバーアカウントを作成する場合は、GbizIDのHP(⇒<https://gbiz-id.go.jp/top/>)を確認してください。

担当者変更等 申請後

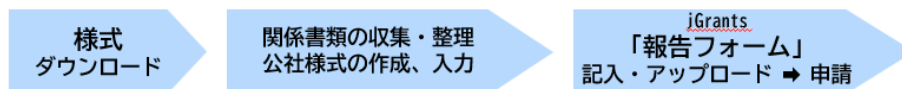
公社事務局にて連絡内容を確認し、受理した際は、Jグランツによる通知にて連絡します。

不備や不足等があった場合は差戻しを行いますので、案内に従って再申請等を行ってください。

Ⅲ 遂行状況報告・実績報告の手順

1 全体フロー

- ✓ すみやかに報告資料を提出できるよう、事前に手順を確認してください。



・提出期限

遂行状況報告書：令和9年6月1日～令和9年6月15日の間

実績報告書：事業終了後15日以内

※期限までに実績報告書の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがあります。この場合、助成金が支払われないだけでなく、今後他の助成金も含め申請ができなくなります。

2 関係書類の整理

支出番号ごとに、下記書類を用意し、1つのデータとしてまとめてください。

1つのデータとして保存

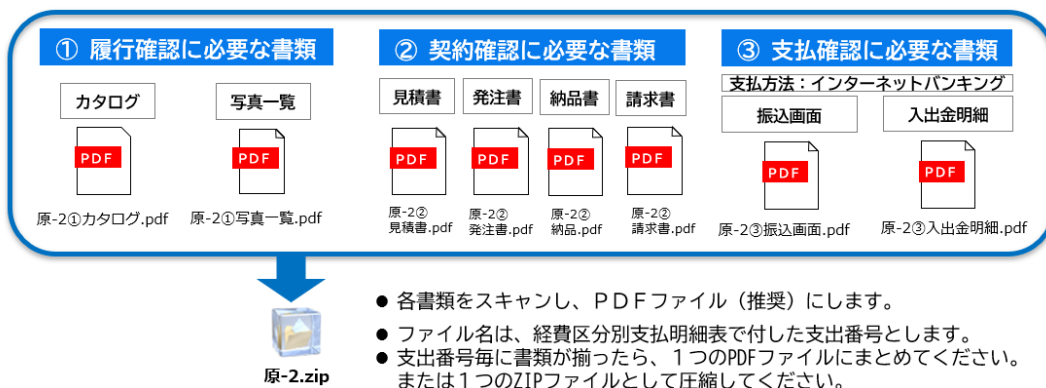
- 各経費の実施内容を示す書類 → 「履行確認に必要な書類」
- 各経費の契約内容を示す書類 → 「契約確認に必要な書類」
- 各経費の支払内容を示す書類 → 「支払確認に必要な書類」

- ✓ 日本語以外の言語で作成された書類には、必ず要点箇所に翻訳を追記して提出してください。
- ✓ 費目によって必要書類が異なります。必ず事務の手引きを確認してください。
- ✓ 中間・完了検査時では、事業実績についてのヒアリングに加え、必要に応じて、提出データの原本確認をさせていただきます。
誤って消去・紛失をされないように注意してください。

データの整理方法 ▶

費目によって必要書類は異なりますので、必ず事務の手引きを参照してください。

例：原-2の必要な書類



3 公社様式の作成

手順1 公社ホームページにて、指定様式をダウンロードします。

> 検索「公社 新製品 様式集」

→ <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/yoshiki/index.html>

- 手順2 整理した関係書類と支出番号ごとに内容、金額などが一致するように、公社様式 遂行状況報告書・実績報告書を記入、完成させてください。
様式の記入に当たっては様式集に格納されている記入例を参考にしてください。

4 「申請フォーム」の記入 ※ここでは実績報告フォームを例に挙げています。

- 手順1 Jグランツのマイページ「事業の詳細画面」にて「実績報告フォーム」の「申請する」をクリックします。
- 手順2 事業者情報①は、GビズID等の情報が自動転記され、当フォームでの編集はできません。編集の必要がある場合は「Gビズサイト」にて変更を行った上で、届出を行ってください。
- 手順3 助成事業終了日②は、助成対象期間内かつ、すべての対象経費の契約・実施・支払い（決済を含む）を完了した以降の日付を記入してください。
- 手順4 「提出書類」の項目③に、作成した公社様式と帳票類をアップロードします。
- 手順5 すべてのフォーム入力、書類のアップロードが完了したら、「申請する」をクリックします。

実績報告提出後

公社事務局にて内容を確認した上、メールにて完了検査の日程調整等についてご連絡します。

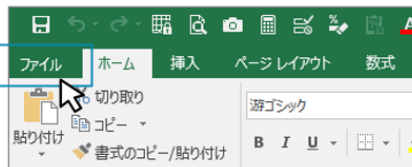
不備不足等があった場合は申請の差戻しを行いますので、案内に従って再申請等を行ってください。

【参考】 PDF 化

Word・Excel・PowerPointのPDFファイルへの変換は、下記手順で行うことができます。

手順1 PDF化したいファイルを開きます。

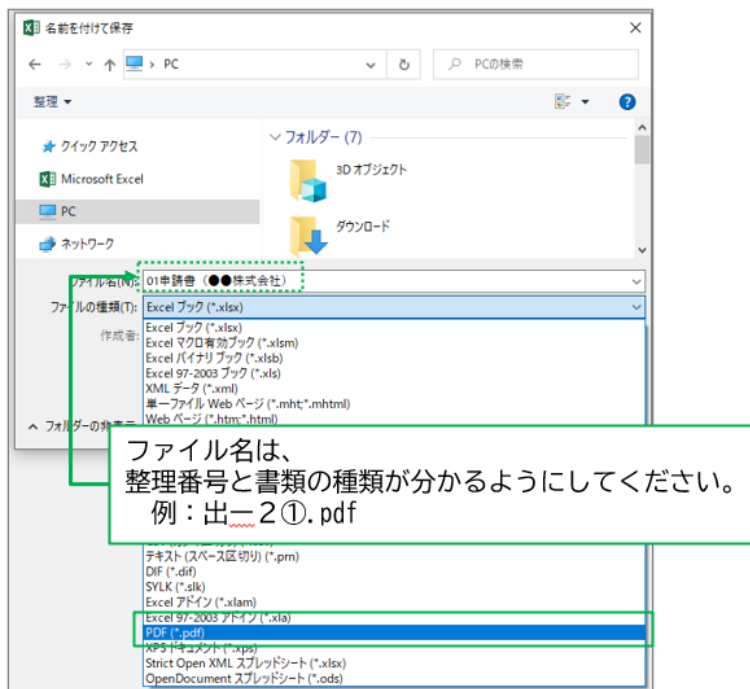
手順2 「ファイル」のタブをクリックします。



手順3 「名前を付けて保存」をクリックし、保存先のフォルダ等を選択します。

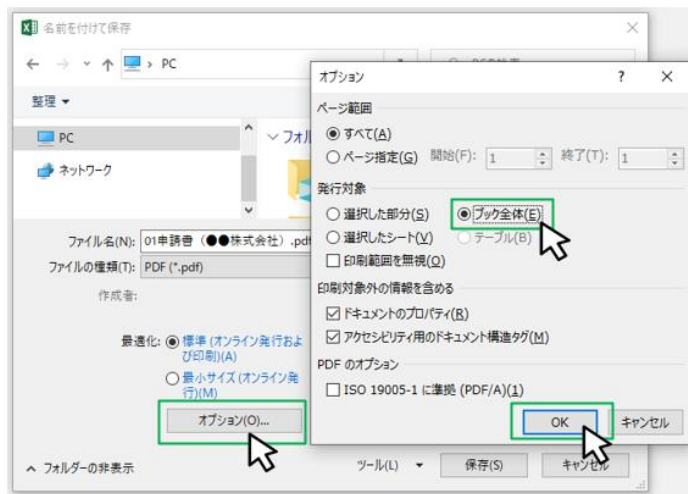


手順4 ファイルの種類から「PDF」を選択し、ファイル名を設定します。

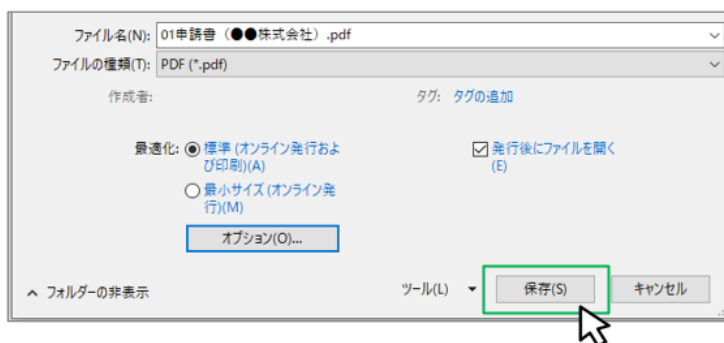


手順5 ※ Excel内の複数のシートをPDF化する場合のみ

「オプション」をクリックし、ページ範囲で「発行対象」で「ブック全体」を選択し、「OK」をクリックします。

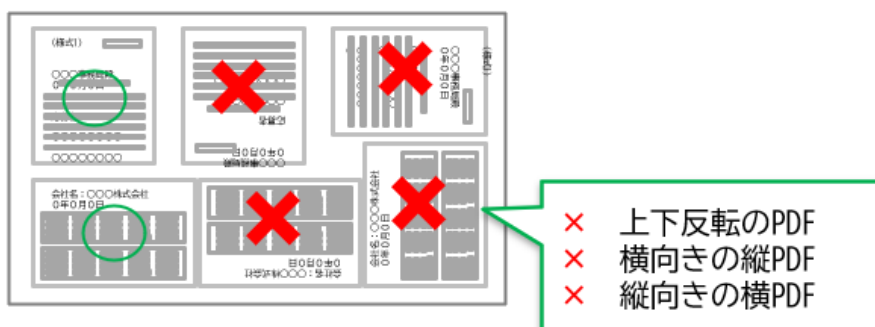


手順6 保存ボタンをクリックします。



※注意事項※

PDFをスキャン・作成する際は書類の向きを下図のようにしてください。

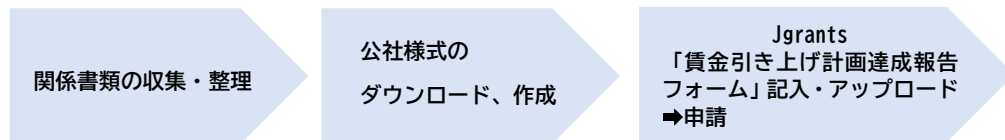


IV 賃金引き上げ計画の報告手順 ※該当者のみ

①賃金引き上げ計画達成報告

1 全体フロー

- ✓ すみやかに報告資料を提出できるよう、事前に手順を確認してください。



2 関係書類の整理

- 賃金引上げ計画達成報告書 ⇒ 公社指定様式（第 11 号 賃金引上げ計画達成報告書）
- 賃金台帳の写し ⇒ 賃金引上げ計画期間の全従業員分
(役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く)
※早期賃上げ実施を行った場合は、賃上げを実施した 1 か月分の賃金台帳の写し

※最低賃金者をデータの先頭に配置してください。

※最低賃金者の法定働日数、1日の所定労働時間が賃金台帳で確認できない場合は、当該最低賃金者の労働条件通知書、雇用契約書も提出してください。

※賃金台帳の写しは、1つの圧縮ファイル(zip形式)にまとめて提出してください。

※賃金引き上げ計画の報告書を提出後、必要に応じて現地調査や提出データの原本確認をさせていただきます。誤って消去・紛失をされないように注意してください。

3 「賃金引上げ計画達成報告書フォーム」の記入

- 手順1 Jグランツのマイページ「事業の詳細画面」にて「賃金引上げ計画達成報告書フォーム」の「申請する」をクリックします。
- 手順2 申請者情報①は、GビズID等の情報が自動転記され、当フォームでの編集はできません。編集の必要がある場合は、「Gビズサイト」にて変更を行った上で、届出を行ってください。
- 手順3 「提出書類」の項目②に、作成した公社様式と賃金引上げ計画達成の証明資料(賃金台帳の写し)をアップロードします。
- 手順4 その他、事務局から提出指示があった場合等は、「その他提出資料等」の項目③に、アップロードしてください。
- 手順5 すべてのフォーム入力、書類のアップロードが完了したら、「申請する」をクリックします。

申請

申請先情報

補助金名	令和8年度新製品・新技術開発助成金事業
申請フォーム名	賃金引上げ計画達成報告書

申請者情報 ①

必須 報告日

法人番号／事業者識別番号

法人名／番号

本社所在地／印鑑登録証明書住所（都道府県）

印鑑登録証明書住所（市区町村）

提出書類（報告書） ②

必須 様式第11号_賃金引上げ計画達成報告書

ファイルを選択

提出書類（賃金引上げ計画達成の証明資料）

目標の達成を証明する資料（賃金台帳）を提出してください。

※賃金引上げ計画期間に同時使用する全ての従業員の賃金台帳が必要です。

※雇傭員台帳をデータの先頭に配置してください。

※雇傭員台帳の法廷労働日数、5 日の所定労働時間が賃金台帳で確認できない場合は、雇傭員台帳の労働条件通知書、雇用契約書も提出してください。

必須 資料①

ファイルを選択

予備①

ファイルを選択

その他提出資料等 ③

その他、事務局から指示があった場合等は、こちらのエリアを使用してください。

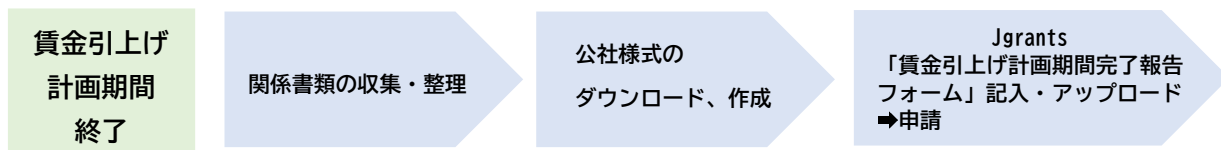
その他①	ファイルを選択	その他②	ファイルを選択
その他③	ファイルを選択	その他④	ファイルを選択

71

②賃金引上げ計画期間完了報告（早期賃上げ実施を行った事業者のみ）

1 全体フロー

✓ すみやかに報告資料を提出できるよう、事前に手順を確認してください。



2 関係書類の整理

- 賃金引上げ計画期間完了報告 ⇒ 公社指定様式（第12号 賃金引上げ計画期間完了報告）
- 賃金台帳の写し ⇒ 賃金引上げ計画期間の全従業員分
（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）

※最低賃金者をデータの先頭に配置してください。

※最低賃金者の法定働日数、1日の所定労働時間が賃金台帳で確認できない場合は、当該最低賃金者の労働条件通知書、雇用契約書も提出してください。

※賃金台帳の写しは、1つの圧縮ファイル(zip形式)にまとめて提出してください。

3 賃金引上げ計画期間完了報告書フォームの記入（早期賃上げ実施を行った事業者のみ）

- 手順1** Jグランツのマイページ「事業の詳細画面」にて「賃金引上げ計画期間完了報告書フォーム」の「申請する」をクリックします。
- 手順2** 申請者情報①は、GビズID等の情報が自動転記され、当フォームでの編集はできません。編集の必要がある場合は「Gビズサイト」にて変更を行った上で、届出を行ってください。
- 手順3** 「提出書類」の項目②に、作成した公社様式と賃金台帳の写しをアップロードします。
- 手順4** その他、事務局から提出指示があった場合等は「その他提出資料等」の項目③に、アップロードしてください。
- 手順5** すべてのフォーム入力、書類のアップロードが完了したら、「申請する」をクリックします。

申請

申請先情報

補助金名 令和8年度新製品・新技術開発助成金事業
申請フォーム名 賃金引上げ計画期間完了報告書

申請者情報 ①	
必須 報告日	
法人番号／事業者識別番号	法人名／屋号
本社所在地／印鑑登録証明書住所（都道府県）	本社所在地／印鑑登録証明書住所（市区町村）

提出書類（報告書） ②	
必須 様式第12号_賃金引上げ計画期間完了報告書	ファイルを選択
提出書類（賃金引上げ計画期間完了の証明資料）	
計画期間完了を証明する資料（賃金台帳）を提出してください。 ※賃金引上げ計画期間に常時使用する全ての従業員の賃金台帳が必要です。 ※最低賃金者をデータの先頭に配置してください。 ※最低賃金者の法定労働日数、1日の所定労働時間が賃金台帳で確認できない場合は、当該最低賃金者の労働条件通知書、雇用契約書も提出してください。	
必須 資料①	ファイルを選択
予備①	ファイルを選択
予備②	ファイルを選択

その他提出資料等 ③	
その他、事務局から指示があった場合等は、こちらのエリアを使用してください。	
その他①	ファイルを選択
その他②	ファイルを選択
その他③	ファイルを選択
その他④	ファイルを選択